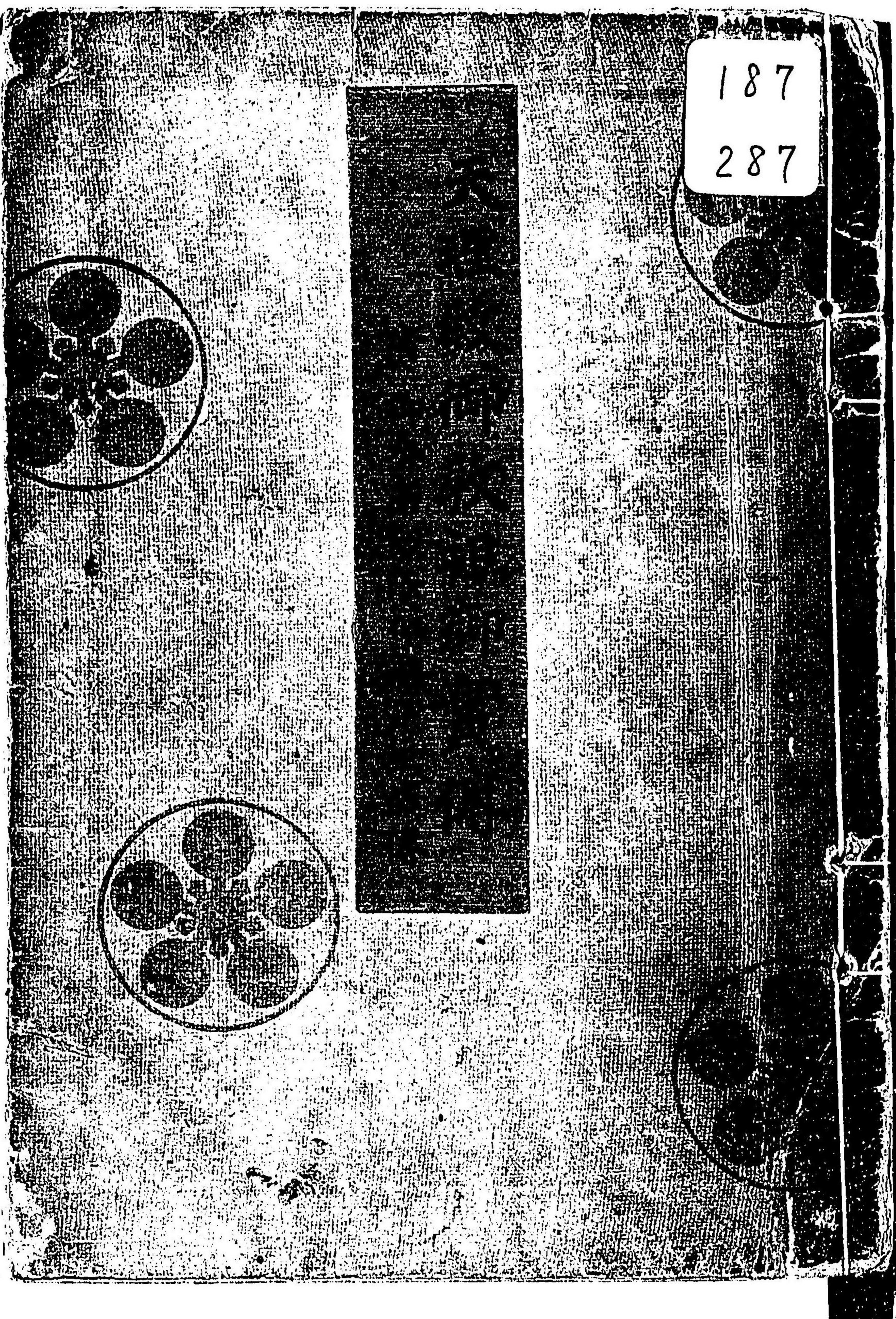


187

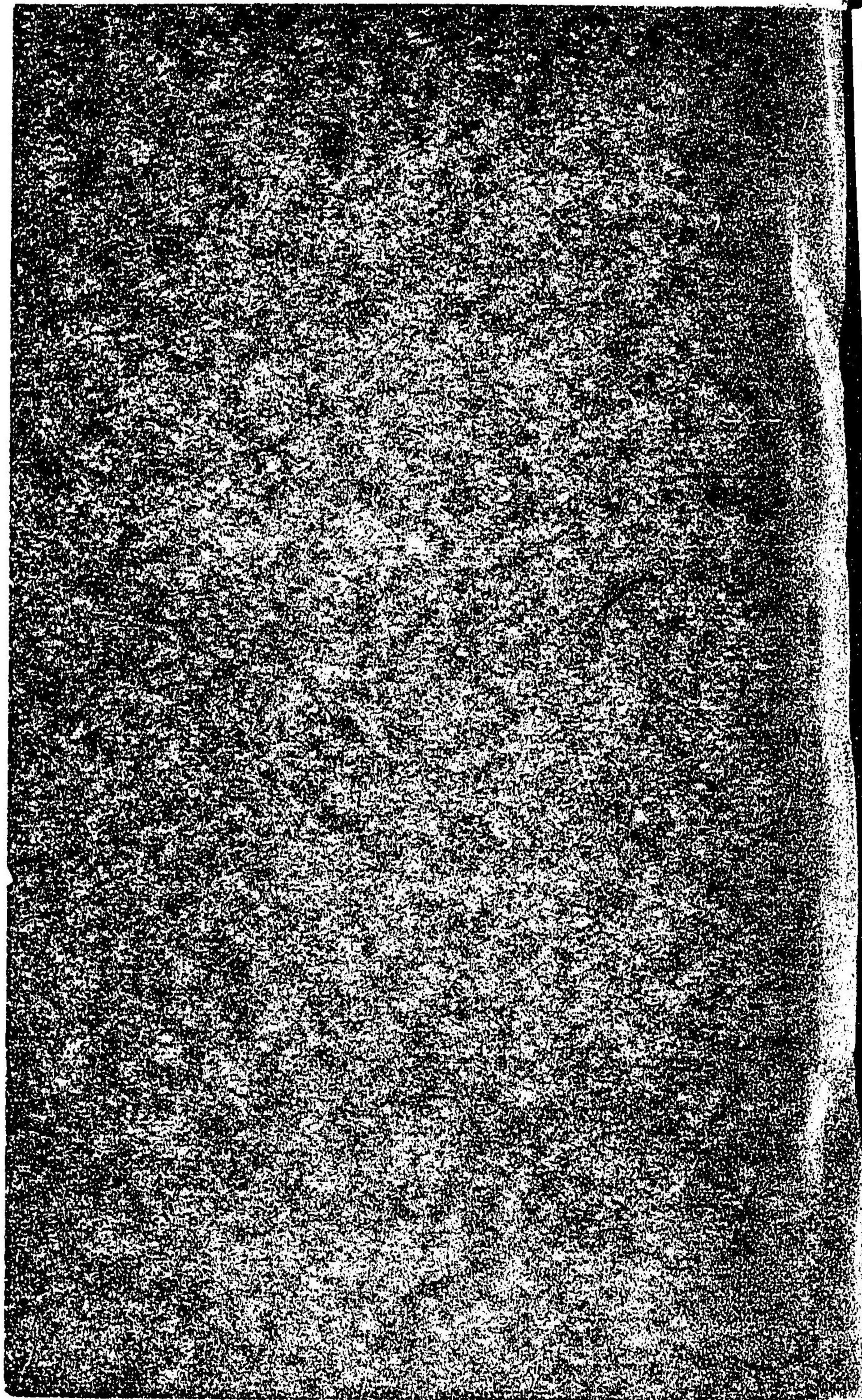
287



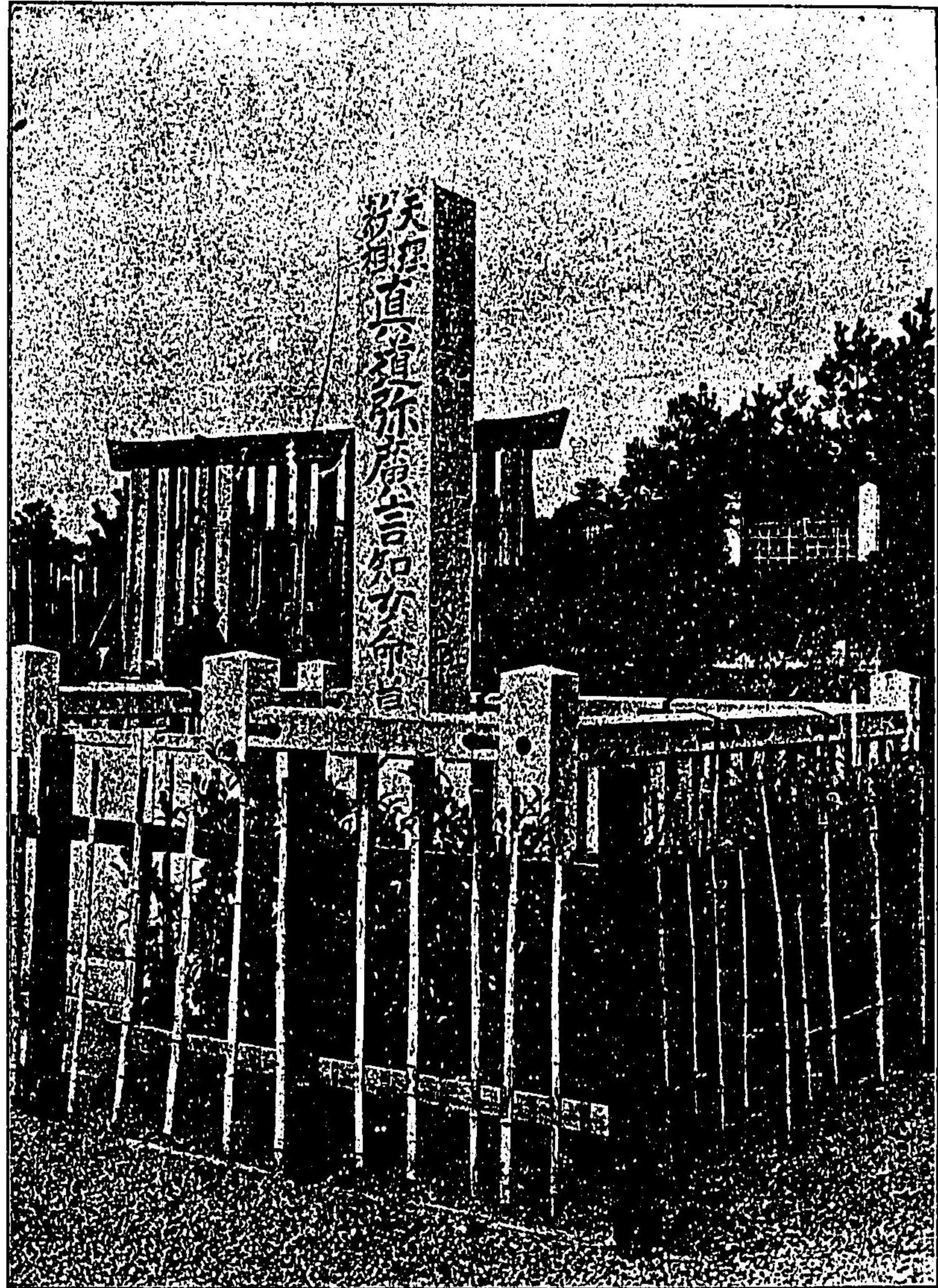


御教祖御實傳
御本席飯降伊藏先生略傳

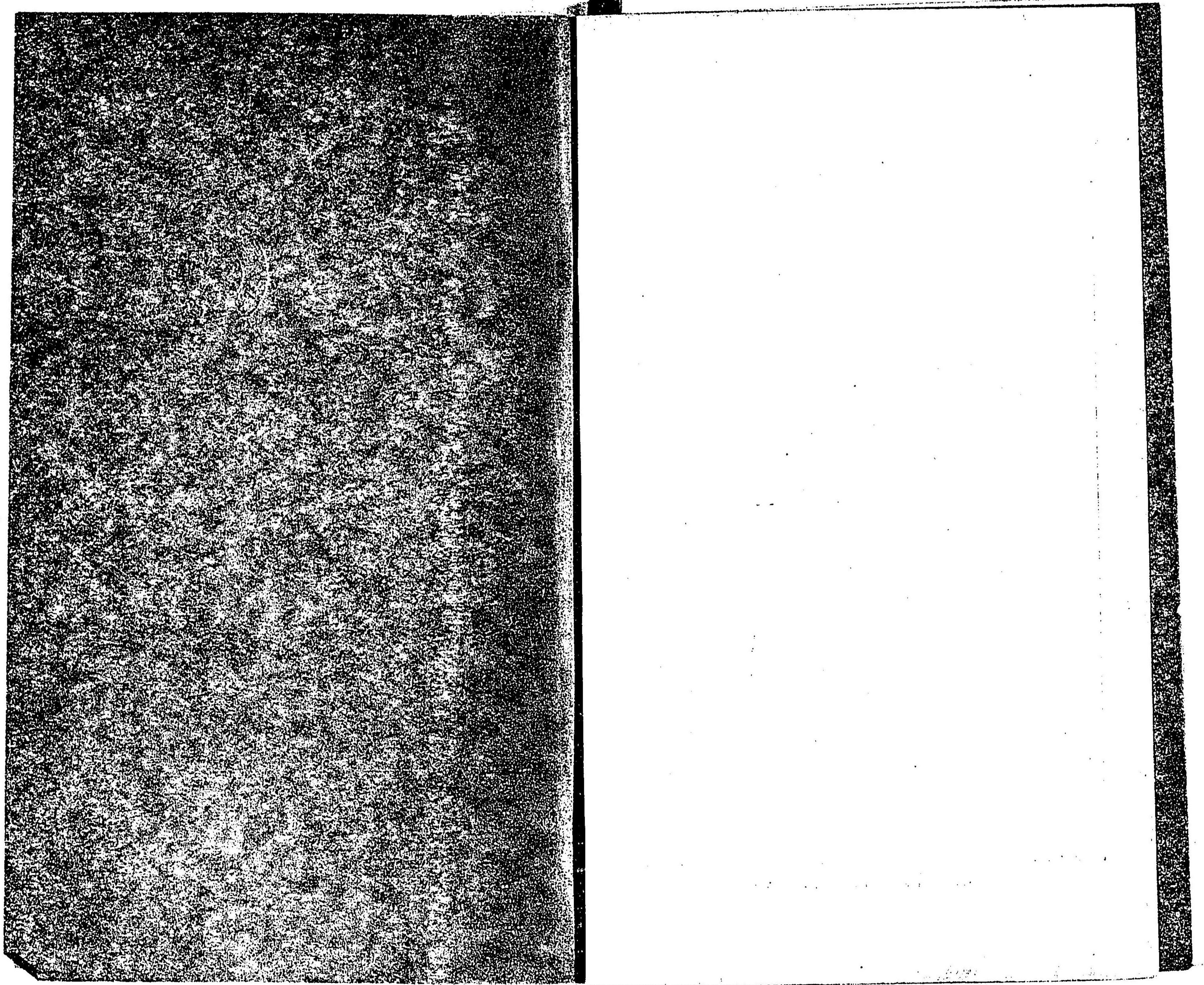


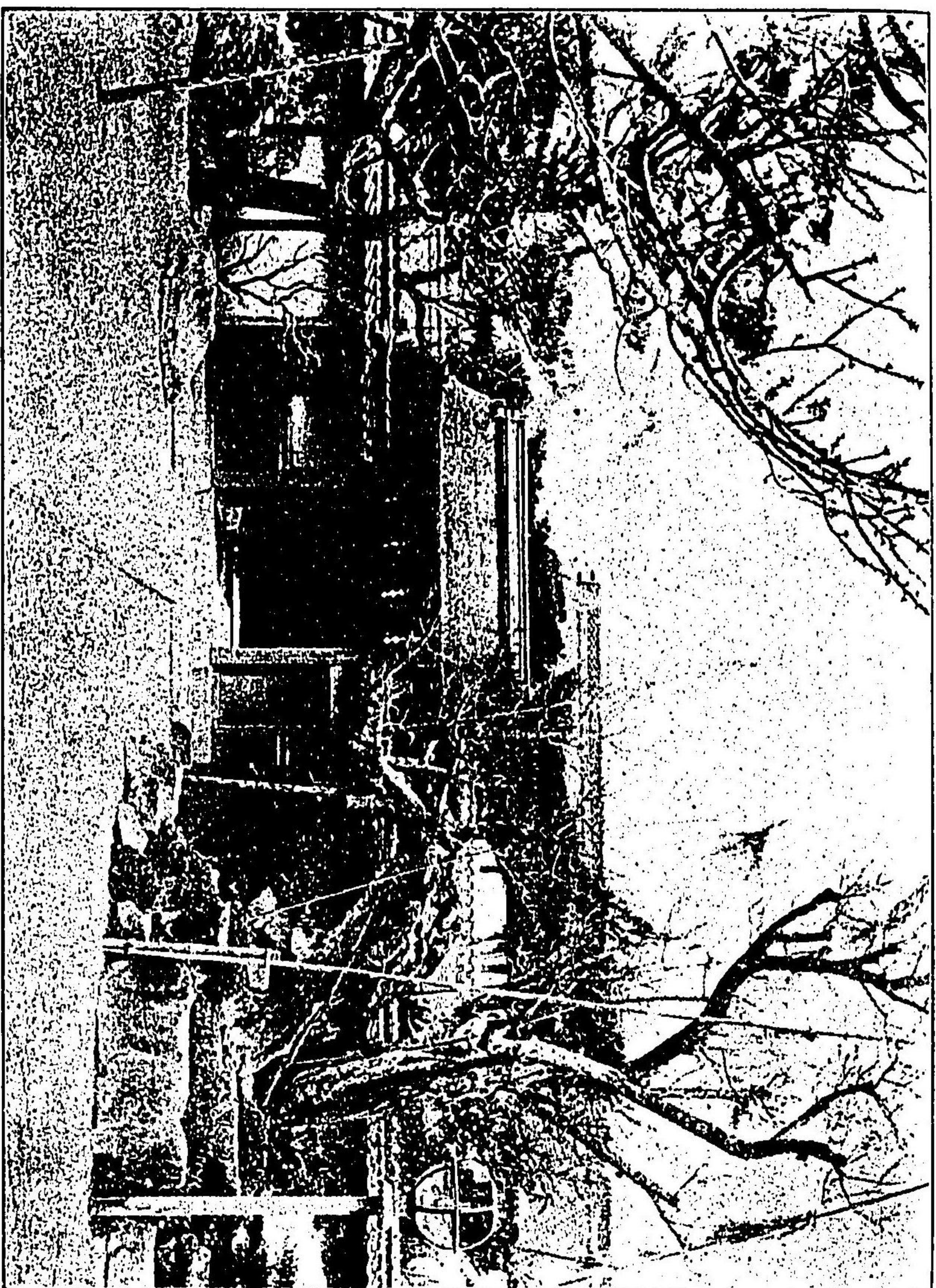


The right side of the page is mostly blank white space with some faint, illegible markings. There are some very light, scattered specks and faint lines, but no readable text is present.

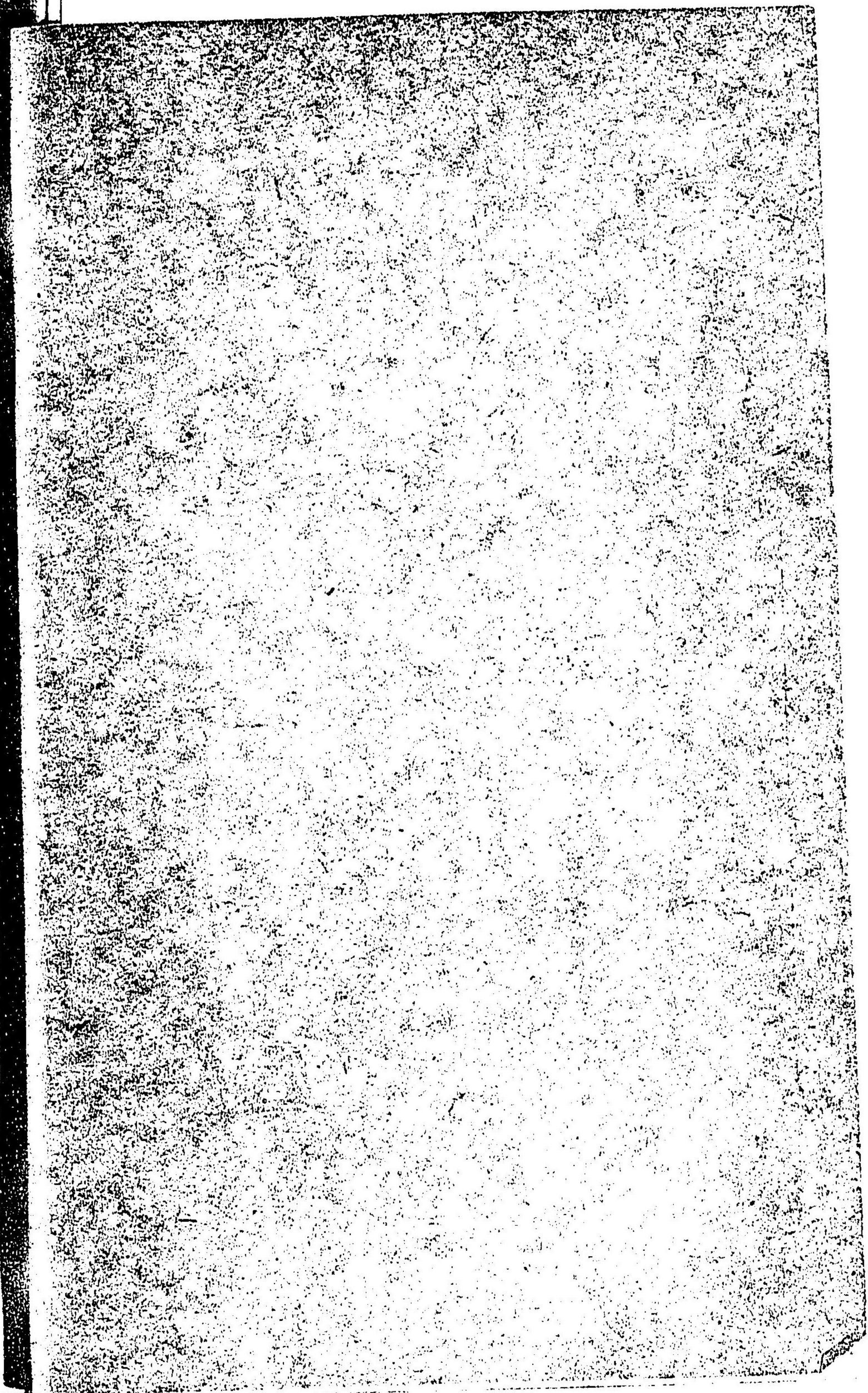


地 幕 祖 教 御





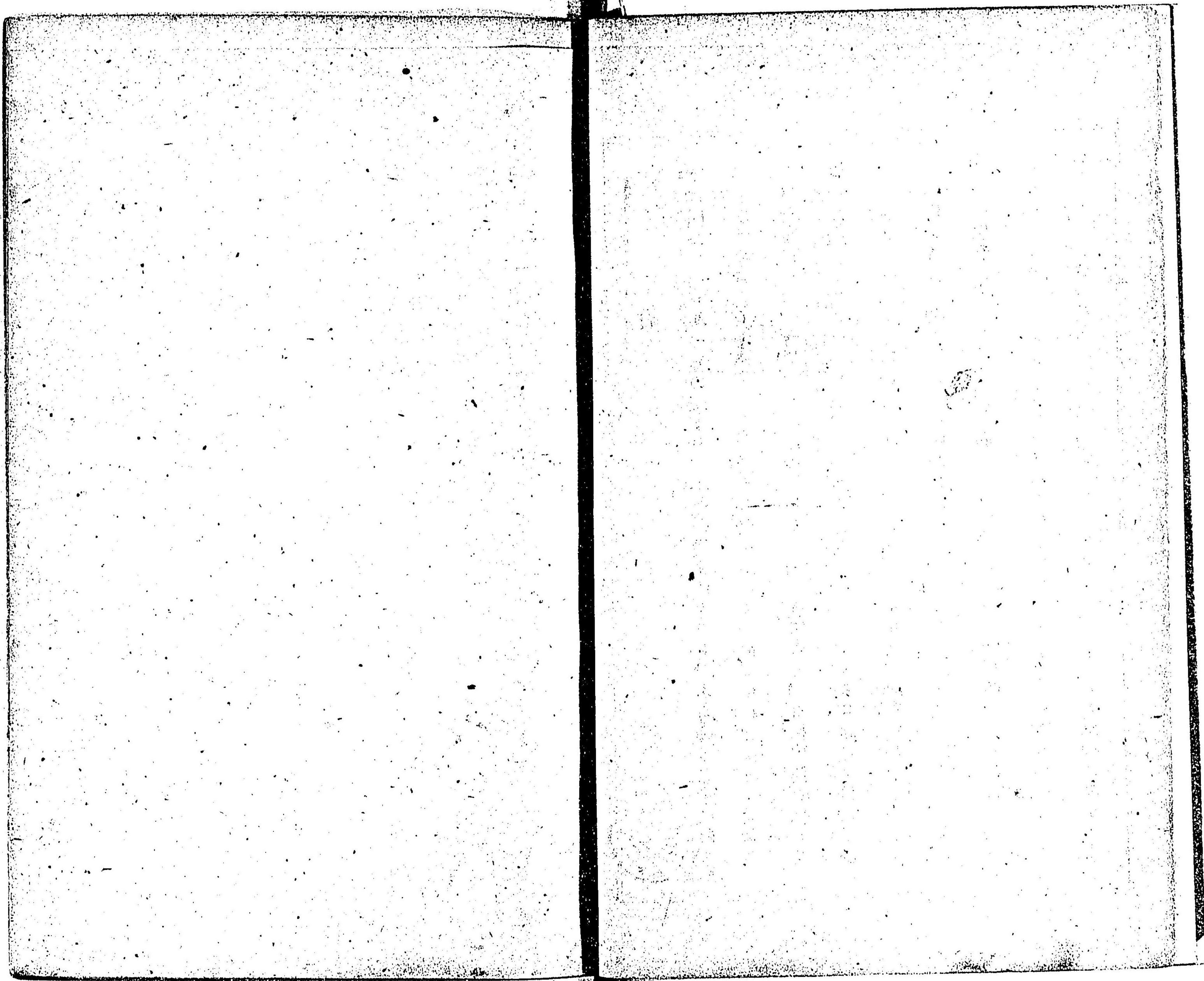
御本席伊降先生宅

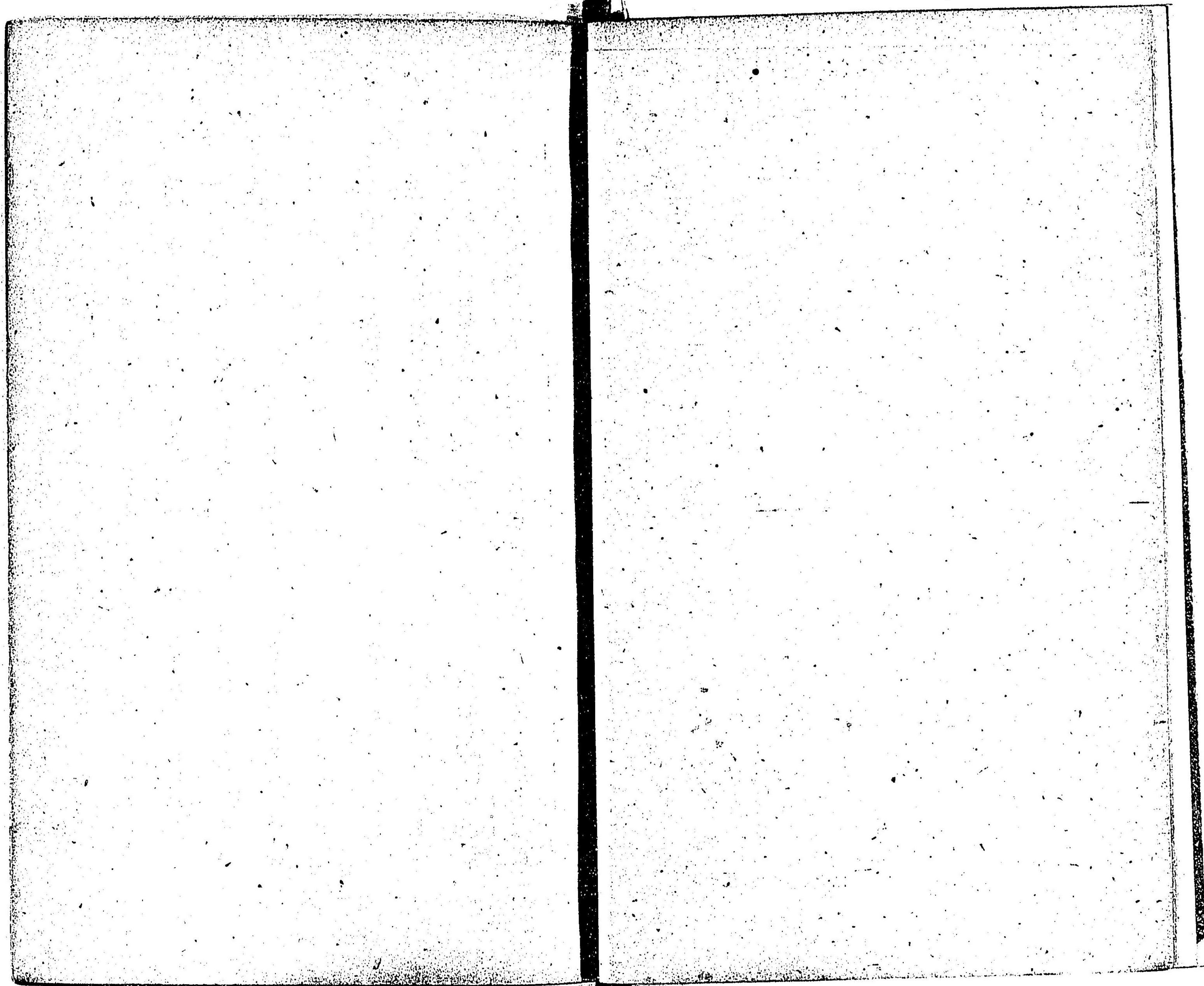


自叙

予は明治二十五年の春の頃より、二豎の侵す所となり、あらゆる名醫に因りて看護治療に息のつかりしも、毫も其効を奏せず、肉は縞れ骨は瘦せ、病は已に膏肓に及ぶ。曾婆の妙扁鵲の術あるも回生覺束なく、日夜煩悶懊惱して偏は冥天の無情を怨む折柄、父兄親戚の勸告に依り、某天理教の教師に請ひ身は神の借物にして病の元は心からと云ふ諭示を受て、驟然前非を悔ひ、信心濁仰の赤誠を凝せしに、靈驗忽に現れ、宛然白雨一過炎熱を洗ひ去るが如く、健康舊に復して益々強壯體になりぬ、其より神恩に酬ひんが爲に、毎月百里の「廣島縣」波濤を越て御本部に歸り、初試験より列席御本席のをさづけを蒙り、稻葉管長よりは教道職の任命を辱し、爾來靈教宣布に身を投て







雨の晨に風の夜に、世を濟ひ人を救る事十年一日の如くなるも、元と元とな
き躰軀を貫ひ死する命を救けられたる、御恩の萬分の一を報じたりとせず、
願は人生は五十七は古來稀なり、而も一生壯健の年少く、一春清明の日に
之し、嗚呼如何にせば限ある壽命を以て、限なき神恩に報ひ奉るべきやと、
沈思熟考の未始て一の小願を起し、明治卅年の秋の暮より、御教祖一代の御
偉蹟を取調、之を世に公にして萬世無窮に傳へんとす、期する所は絶世の女
傑中山美支子、天來の神使真道彌廣言知女神の御偉蹟が、幾多の歲月を經る
と共に散佚湮滅に歸せん事を恐るるか爲と、一は餘に世人が御教祖の御性格
を誤解して、惡魔と罵り、狂人と嗤るが故に、神人交通の實を明にして渠曹
の迷霧を霽さんと欲するにあり、一從來御教祖に關する著書あるも餘り簡短に

失して實相を密にせず

然る一宗の祖師と云はる人の傳記ほど世に覺束なき者はあらず、夫は後世の
學者が文を飾り趣味を添へんとし、信者は己の信ずる祖師を神聖にして他に
誇示せんとするの野心より、知らず識らずの間に牽強附會して全篇神話怪談
を以て充たさるるが故なり、予茲に感ずる所あり、勉て此弊を避んと欲して
此傳記の材料を取調へるに當ても、御教祖と共に、數十年來終始一貫、家を
失ひ職に離れ、流離顛沛弊衣惡食を辭せず、經營慘澹必死艱苦と闘たる、御
親戚の方々や、御高弟達に昵近親炙して見聞する所を筆録し、或は各先生秘
藏の古記録を借覽して之を寫し採して、編輯の材料を蒐輯する事茲に七年の
星霜を経て漸く完全するものなり、然ども英雄に非は英雄を知る能はず、予

の如き淺學不徳の者の手に成る傳記は、虎を拙て猫に類するの嫌なきにあらざれば、慎て其罪を御教祖に謝し奉る、庶幾は信仰厚き讀者子の不文を咎めずして、御教祖御性格御一斑を知得し給は此上もなき、子の幸福なり、

晚 翠 生 謹 識

目 次

第一章	緒 論	一
第二章	御降生前後の時代	七
第三章	御降誕并に御幼時	一一
第四章	御婚禮并に御少時	一四
第五章	御 世 帯	一七
第六章	御 慈 悲	一九
第七章	神人之交通	二七
第八章	世上の罵詈誶并に御艱難	三三
第九章	御 宣 教	四九
第十章	政府之關涉	五一

第十一章 御昇天

六二

御本席様の略傳

七九

目次終

天理教御教祖御實傳

附御本席殿降伊藏先生略傳

信徒 晚翠生謹著

第一章

緒論

千々に倍したる者を英雄と云ひ、萬人に倍したる者を豪傑と稱へ、豪傑に倍したる者を聖人と崇むるそうて有が、實に基督教の鼻祖耶穌が世界中に數億の信徒を有し、回々教の高祖麻調未が東西兩洋に亘て數千萬の教徒を従へる皆是れ大豪傑大聖人と崇めねば成らぬ者とせば、吾天理教祖 眞道彌廣言知女命も、神人の交通即ち神憑あらせられてより、五十年間、御昇天より十有餘年、僅々六十餘年間の布教傳道の効跡が、恰も猛火の原野を燎くが如く、驚鷹の燕雀を搏が如き勢を以て、北は北海道の果てより、南は臺灣の隅に至

迄、御神樂歌の聲、手踊の響き勇しく、現在信徒の總數四百萬人に餘り、教會所の數二千軒に及び、教師の員數二萬人に滿たりと云に至ては、空前絶後の一大壯舉で有て、豪傑聖人の尊稱は愚か、全智全能一大不可思議なる威力を持給ふ、大神様直接の御勅と申奉らねば、他に何共申上る言語は有ざる可し

人或は教祖を農家の一婦人、無學の老婆なりと嗤り笑ふ者あり、蓋し斯の人は神人交通の理宗教の何者たるを知らざるに依て、無遠慮なる妄評を取てするのであらふ、人智には限あり如何に大學者でも、真理の源底を叩き破り、大神と御同席する事は到底出来ない事であるから、寧無學で有ても、大神の聖靈に感したる者は、取も直さず神使である、神子でなければ成らぬ、耶穌は大工の見で有て又三十歳迄は矢張木匠を業として居たので、本より高遠なる學理を研究したのではない、去れと一朝天の聖靈に感通してより、爾曹悔改

よ天國は廻けりと野に叫びて、天啓の福音を宣へ傳て歐亞の天地を震動し、其徒よりは神の子よ神使よ、基督よと崇められて、神の榮光は世界の隅々に輝き亘りぬ

麻調未も亦斯の如く、無學の一市人四十歳迄は商家の人である、然に一朝挺てて神使と名のるや、滔々たる勢力、赫灼たる威權、天下の豪傑を睥睨し、宇宙に雄飛して、瞬く間に其名と其教は雷電の如くに轟きわたりぬ、

如斯次第で有から、無學なる者、素性の卑き者は必しも吾教祖に限た譯ではない、假令御教祖御一人のみが、無學で有て農家の一婦人でお座せばとて、其の御人格には毫も影響はしないのである、御齡四十歳に成らせ給ふ迄は、温良貞淑なる良妻賢母に座して清秀艶麗なる容貌、從容閑雅なる風采は不識の間に世人の崇敬愛慕を受け給ひ、一旦大神の聖靈に感じ給ひてよりは更により眞粹秀美、玉顏麗容、宛然仙娥の如く天女の如く、而も眼光は閃々

として鏡なる堂々として侵す可ざるの威儀をも兼ねて備り、靈救宣布の爲には、燃るが如き熱心と、仰ぐ可き高操と、拘す可き愛情とを以て、吾慕ふ可き良人愛す可き兒を捨て、可惜名譽も財産も、遂には其御身をも大神に捧奉り給ふに至ては、吾々信徒たる者、争て厚き信仰の涙を灑ぎ、深く御高德を肺腑に銘せざる可き、

人或は天理教徒に無教育の者多し、貧窮の者多しと嘲るあり、然り天理教には貧窮の者、無教育の者が七八分を占めて居るのである、然に世には病人あつて、始て醫療の必要あるが如く、宗教の世に興るは、全く無教育の者、貧窮の者、孤獨者、不幸兒、罪惡深き者の爲である、敢て智者學者富豪家の御機嫌取にはあらざるなり、耶穌も吾の此世に出るは義者の爲に出るにあらずして、罪人の地獄の火に焼かるゝを救はんが爲なりと、御教祖は谷底早く救けたいと宣り給ひ、又學者金持は後とまわしと仰せらるゝ、去れば吾々天理

教の信徒に無學の者、貧困の者の多きは、却て宗の面目を保ち光榮特色である云も、餘り過言では有まじ、斯く云はゞ學者富豪の者は全く天理教の教範以外に放任し去るかと思ふ者あらん、必しも然る譯ではない、當時の智者學者紳士豪商は、世にも殘忍酷薄なる者はないのであるから、層一層神の靈救を受けねば成るまいかと思ふ、耶穌は此等學者富豪の徒を誡めて、あゝ禍なるかな偽善なる學者とパリサイの人よ、爾等杯と盤の外を深くして、内には貪欲と淫欲とを充せり、復謂く爾曹は白く塗れる墓に似たり、外は美しく見ゆれ共、内は骸骨と諸の汚穢にて充つ、と實に今日の智者學者紳士豪商として社界に威勢を利す者は、外は義き人に見ゆれ共、内は全く偽善と不法にて充つ、斯る不潔物こそ彌々益々、教鞭を以て打懲さねば成らるのであるから、御教祖の教へ給ひし實踐躬行の大道に因り、御教祖の鐵をも鎔す其の熱腸に鑑み、岩をも劈く其一心を体して、肝膽を碎き、思想を凝し眠らず、食

はず、一向専念に、御教祖の御鴻徳と其の教へ給ひし、道の理を廣く世の中に宣へ傳るのが、吾々信徒たる者の、應に勤む可き職分であらふ、茲に吾輩學淺く才乏く力少く信仰の薄きをも顧す恐れ多くも、御教祖の御傳記を記して世界に紹介するに至りしは、餘り御教祖の御偉跡を、世の人が誤解して實に殘酷なる妄評を敢てして憚らぬから、聊か其妄を辯して實際の御性格を世に明らかにして見たいと云の愚考と、貴重なる御偉跡か星移り月變るに隨て、雲烟霧消に終らん事を歎きて、他日大信仰家、大文章家の出でて、御傳記を大成せらるゝ迄の彌縫に供する次第である、虎を拵て成らざれば猫に類すとやら、予の微力免ても御教祖の真相を寫す事は出来ないのである、謹て之を御教祖に御託を申上げ、併て讀者諸君に謝し升る次第である、猶一言申て置きたきは、吾輩此御略傳を記すに當りては、世に有ふれた高祖上人の一代記の餘りに奇談怪説を以て充されたるに倣はず、勉て華美誇張の

言を去り、着實慎重精密周到を旨として、數十年間御教祖の御左右に隨從したりし親戚の方々や、御教祖と共に、家を失ひ職に離れ、衣は破れ食は盡き幾度か困厄死に瀕したるも、益々其節を堅し愈々其操を固ふして、十年一日の如に、聖教宣布に盡粹したる、御高弟達に就き、御教祖の平生を承り、或は御筆先より抜粹して以て、編輯の材料に充つる事茲に七年の星霜を経て、始て御偉蹟の萬分の一を記し奉る次第である、庶希は世の志士仁人、予の不文を咎め給はずして、唯其微衷を酌み給はば、此上もなき予の幸福である、

第二章 御降生前後の時代

國家混亂して忠臣現れ、家貧して孝子出づとやら、天の偉人を此世に降すや必ず所由なきにあらず、今御教祖御降生前後の時代を考るに、寛政十年は今を去る事百有餘年、人皇百十九代光格天皇の御代で有て、徳川十一代の將軍

家齊公の時世である、時しも徳川の末運に當り、政令一途に出でず、暴吏所々に割居して、重租苛税を賦課して、收斂嚴を極め、貪慾饜ことを知ず、搗て加て天候不順にして連年の凶歉は財政の困難を訴へ、風俗は頽廢して、世を擧て徳を卑み、富を貴み、利を見ては、義を忘れ、仁義徳行、誠實敦朴の氣風は全く廢れて、陋習汚濁射利浮薄の惡風は、漸く將に社會に遍ねからんとするを嘆き、家齊公之を救濟せんと欲して、腦漿を絞り、心血を枯らして、經營慘澹し給ひしかど、所謂大厦の覆らむとする、一木の能く支る能はざるが如く、滔々たる天下の惡風、争てか輒く之を救濟し得べき、神儒佛の三道はあれ共、神官は固陋頑迷、徒に古典古俗を云爲して毫も神會の用を爲さず、儒者は放蕩散漫、徒に大言壯語を陳列するに過ぎず、僧侶は、身の本分を忘却して、唯射利を是れ事として、權門富豪の徒に阿諛し諂佞し、恰も藝娼の如く、朝間の如く、他の髻を拂ひ、他の足を拭て、而も恬として愧とせざる

が故に、當時社會の風俗は、滔々として一瀉千里の勢ひを以て、靡爛腐敗の極點に向て止ざるが故に、心ある者は竊に涙を飲で、天の一方を望み、早く大偉人大救濟主の天降りて、此惡風を一掃せん事を、熱望せしならん、否天は活物なり、神は吾々の親様なり、などて斯る場合を、等閑に見そなはず可き、茲に於て偉人は降り、大救濟主眞道彌廣言知女命は蓋し此人である、昔し佛蘭西の國王チャールス六世が發狂してより、國家大に亂れ、バルガンデー、オルレアンの兩黨は毫も國家の利害休戚を顧ず、徒に自利を圖りて紛擾を醸し、恰も蜂の窠を破壊したるが如く、蟻の窠を穿掘したるが如く、喧囂紛亂收斂すべからざるの機を見て、英國の乘ずる所となり、戦へば負け、攻れば取られ、刀は折れ、矢は盡きて、國家命脈の絶へんとする事、眞に縷絲の如く、間髪を容れざるの間に至り、此時早く彼時遅く、奮然として天の一方より降る者あり、之ぞ身に戎衣を被り、腰に劔を帯び、悠然として白

馬に跨り、吾は神孃なり天使なり、今佛國に降臨して、汝曹を塗炭の苦より救はんと、咽啞叱咤、長劍を揮て、奮撃突進、破竹の勢を以て、英軍を掃蕩し、ナヤールス六世をして、羅因河畔メームの地に於て、芽出度即位の大典を擧たるは、嗚呼此れ何人で有りしぞ、知る人は識る此佛蘭西の片田舎に生れて、驛馬を使役するを業とせる、一文不知の賤婦シヨアンダーク、其人て有ませんか、嗚呼一文不知の賤婦、驛馬を使役するの一少女も、時の止を得ざるに遇ては、神に撰れ、神の聖靈を感じて、如斯偉大の功蹟を擧ぐ、御教祖御降生の地は、大和國山邊郡三味田と云る寒村僻地にして、僅に伊勢國津の城主、藤堂家の無足人、名字帶刀御免の、前川家に生れ給ひたれば、門地は卑く、學問はなけれ共、一夕神人の交通に依り、神の使と現れ給てよりは全く人間以外に超出せられたのである、イデヤ是より人間以外の御教祖が如何なる御性格を備へ給ひしか、靈教宣布の爲には如何に御苦勞遊されし

かを申し陳へるで有ませふ、

第三章

御降誕并に御幼時

名詮自性名は必ず體を表はす、眞道彌廣言知女命と稱へ奉るは、御教祖一代の御言行が、恰も明月皎々として長江を照し、菡澤朗々として水を渡りて、聞ゆるが如くに、温乎たる其御容観、靄然たる御音澤を振ふて、廣く天理の大道を宣へ傳へ給ひたるを、讚美し奉る御謚號であつて、中山美支子は、人間世界に遊び給へる時の御俗名である、霜の晨に、雪の夜に、拮据經營、撓まず、息らず、風に梳り、雨に沐して、五十年の長き星霜を一日の如に、丹誠を盡して成就し給へる宗旨を、天理教と名づくるなり、法華經を所依とするが故に法華宗と云ひ、開宗者に名を得て、日蓮宗と云ひ、祖師住居の地に名を得て天台宗と云が如きは、皆人間の經營造作に依るもの、今茲に天理教

の宗名は教祖の天啓より、出る者即ち大神直々の御言葉であると云事を知りて、之を尊とまねばならぬ、

御教祖の父は、前川半七正信殿と云ひ、母を衣子と云ふ、前川家は藤原家の末流と云事であるが、當時伊勢國津の城主、藤堂家に屬して名字帯刀を免され、郷士として、豪農として、且つ温厚篤實の君子として、其家一郷に重ぜられ、其名近郷に高し、母の衣子は、隣家なる長尾氏より娶とりたる、人にして、清廉白玉の人である、御教祖には五人の御兄弟ありて、長を奎壽計と云ひ、二男を伴三郎と云ひ、二女を桑子と云ひ、三女を菊子と云ひ、御教祖は實に其御長女に座すなり、何れ劣らぬ忠良淳樸、温良優美の方々に座せど中にも御教祖は秀然として鷗群の一鶴、一際目立て見へ給ふ、時は寛政十年四月十八日、百花地に萎し、黃鳥聲を息め、綠樹蕭瑟として、涼風葉を動し琅玕の清影婆娑として、翠色滴らんとするの、好時季を以て、皎として玉の

如き御子御降生あらせられたり、是を後に萬民渴仰の首府となり、活神様として雷名を天下に轟し給ひたる、通名は美支子、謚名真道彌廣言知女命に座すなり、梅檀は双葉より香く、蛇は少にして蛇の道を知るとやら、生れながらにして、凛然侵す可ざるの風采を備へ、四五歳の頃より出でて、他の兒童と遊戯を爲すも、舉止閑雅、優美高尚に座すを以て、無情の兒童も取て輕侮を爲さず、六七歳の頃よりは自ら糸を紡ぎ、裁縫を成され、是らは一日も師匠に就て習練たるにはあらねど、母親のし給ふを見て、自然に會得し給ひ、八九才の頃には大巾の木綿を自ら裁て衣服を縫ひ給ひ、六ヶ敷縞も自ら糸をへて機に織り給ふ杯、其手藝の精妙なる、實に神佛の援助に因るにあらずやと、人々驚かぬ者はなかりきと云ふ、
上智は教へられず、下愚は遷らす、其の當時の社會の風俗は、學校教育の家庭教育のと云事もなけれど、御教祖は生れながらにして、一を聞て十を覺る

の聰慧穎邁に座せば、自然に温恭君子の如き、父上の風儀に感じ、露然春の如き、母上の美德に化せられて、父を尊み、母を敬ひ、兄弟に優さしく、他人に信義を厚くし給ひ、敢て物見遊山は好み給わねど、餘り氣の鬱し給ふ時杯は、御兄弟と共に、木に鳴く鳥の音に耳を澄し、枝に咲く花に眼を暮はし翠緑滴らんとする松樹の下に、氣を養ひ給ふ事はあるも、絶て物に淫し、事に荒み、或は情なく花卉の枝を折取などの、徒事は成し給はざりき、多くは家に閉籠て、裁縫又は習字に勤め給ひ、夫をば日日の仕事と成し給ふものから、御両親は無論、近所親戚の人々も、其の御行跡の尋常に異り給ふを見るにつけ、聞につけ、奇異の想ひを成し、古昔の中將姫も斯やあらんと、云ひあへりとぞ、

第四章

御婚禮并に御少時

御教祖は六七歳にして、既に一頭地を挺でて、多くの兒童の上に立ち給ふは愚か二三十歳の大人も舌を捲て驚歎する事の多かりしに、御年十一二才に成せ給ひては、益々伶俐發明の度を加へ、御動作は彌々優に柔さしく成給ひ、殊に御記憶の優れさせ給ふは、不思議に耐ざる程にて、母上より教へ給ふ、經文和讃等は、聴くに隨て、悉く暗誦して、一字も誤り給ふ事なく、餘暇さへあれば、母上の薰陶は自然身に染て、念佛三昧に餘念なく、細雨霏々として降り頻の晨、明月皎々たるの夕べ、熟當時の輕蹀浮薄なる狀況を想て、座ろに此世がいやになり、本に思へば、一生は風の前の雲、夢の間に散じ易く三界は水の上の泡、光の前に消へ失せん、西王母が百の年、東方朔の九千歳名のみ残りて今はなし、父母兄弟のお座ども、後れ先達世の習ひ、誰が逝て誰が留る、息ある中に此身を浮かめずば、又何れの時をか頼む可き、如し今より身を佛門に投じ、剃髮染衣の尼法師となり、三衣一鉢樹下石上、身を雲

水に任せんと、幾度か母に請ひ、父に求め、親戚縁者に通りたれど、怎麼に御兩親が信仰の念厚ければ、逆、羸弱不具物の、掃溜なる尼法師には、承承せず、教祖も亦誠然と悟を開き、世には一旦僧となり、身を墨染に變へながら一朝惡縁に觸れると共に、無慚や破戒墮落して、色道の餓鬼と成るを歎かれ、玉石混交の憂き目を見より、寧一夫一婦、所謂天賦の大倫を全ふするこそ宜しけれと、月下氷人の勸めに任せ、御兩親の仰せを、畏みて時は文政七年九月十五日、満死の菊花、波あり、淡あり、黄あり、白あり、清香馥郁として、鼻を撲ち、衣は薫じ、身は香ばしく、秀麗愛すべきの、吉日の良辰を以て五荷の荷物を携へて、同郡三島村にて富豪の聞へ高き、中山善兵衛殿に御入嫁あらせられき、于時御芳紀は花の蕾の十三歳にお座しませり、良人善兵衛主は、天稟真摯にして朴訥、清廉にして儉素なるの人なれば、御教祖とは誠に好配遇にして、何れが梅やら櫻やら、此は玲瓏玉の如く、他は

潔白雪の如く、實に夫婦の好景本である、

殊に御夫婦の御間柄は、琴瑟の交接深く、鴛鴦の語ひ濃に、鶺鴒の遊び豊にして、宛然春風駘蕩鳥啼花咲のありさまである、

第五章 御世帯

御教祖の御里前川家は、其地にては門地高く、財豊なれば、下婢下男も多くありて、御兩親の御膝下にありては、蝶よ花よの御寵愛を受け、荒き風にも當らずに、御生長遊され、殊に御體質元來虛弱なるにも拘はらず、中山家へ御入嫁の後は、嚴重なる家風を堅く守らせ給ひ、身自ら耕耘に従事し、妾の身の軟弱なるは、御兩親の愛に、満されて、身を怠惰に持し結果ならん、如し之より勞働を成して、身体を強壯にし、心神を活潑にせんと仰せられ、櫛風沐雨、星を戴て荒地を開拓き、月傾迄機織裁縫を遊され、實に身を碎き骨

を粉にして働かるゝから、見入感ぜざるはなく、聞入歎ぜざるはなく、良人を粉にして働かるゝから、見入感ぜざるはなく、聞入歎ぜざるはなく、良人善兵衛主も、非常に氣毒がり、厚く勞り給ひしとなん、文化十三年は、御教祖御年十九歳に座せり、尋常の人なれば、日日紅粉を塗り、髪をいちり、衣服を花美にするより外に、能事なきに、無常迅速、三界無実の念に驅らるゝ御教祖は如何で、去る浮たる所作に、光陰をつぶす可き耶蘇教の洗禮式、真言宗の灌頂の如くに、最も尊き浄土宗の奥義なる五重相傳を受け給ひ、彌佛法信仰の度を高めらる、且つ又、御教祖は、勉て節儉を旨とし、嗜慾の爲には一錢の浪費を戒め、公益の爲には、萬金を抛つを吝まず、飲食は其口に適し腹に充つるを以て足れりとし、衣服は寒暑を凌ぎ、纏纏垢衣に非れば善とし給ふ、實に一舉一動人の龜鑑とならざるはなく、一鄉靡然として、其風を改む、

第六章 御慈悲

御夫婦の間は、和氣霽々として、春光融々、鶴は松樹の上に舞ひ、龜は静海に遊ぶ中に、月日に關守なく、昨日と過ぎ、今日は早や、文政四年七月廿四日となり御教祖御齡二十四歳と云に、長男善右衛門殿出産し給ひ、後には秀司と改む、御歳三十歳の御時、則文政十年九月九日を以て、二女安子を産み給ひ掌中の玉の如に寵愛成し給ふ折柄、明くれば文政十一年の春、御隣家の足達とて大庄屋を勤むる中の悴照之丞、後「源四郎と改む」と云へるが、其母の乳汁の足ざる故を以て、日々に衰弱するを哀れと思食して、三人の御兒あるにも拘はらず、吾家へ引取て、吾兒にまさりて大事にかけ給ふ、然に其年四月の初より、照之丞疔瘡に感染し、後には黒疔瘡と變り、其質極て悪く病勢日に募りて、藥石其効を奏せず、誠に重症大患と成れり、是より先き足

達家には五人の子ありしが、恚度なる悪因縁のありしが、揃も揃て皆泡瘡の爲に蚤世して、子と云ては照之丞一人であるから、両親の歎きは云はん方なく、終日終宵看護に身を委ね、有らゆる名醫にかけ、有ゆる治療を施したれど、病魔益々猖獗を極め、今や己に膏肓に入る、者婆扁鵲も遂に捨て、顧みざるに至る、御教祖は両親悲嘆の涙に沈むを、見るに忍ず、且つは御自身か頼まれもせぬに、乳哺の任に當り、其介抱中に死なしては第一義理が立たず、又は御自身の乳汁にて養ひたる兒なれば自然恩愛の情も捨てがたく、如何にもして助けんものと、深く心を定め給ひ、我兒は却て邪魔になれば、二女の安子を暫く他家へ預けられ、良夫善兵衛にも知らさばこそ、凡ての人に秘密にして、夜深け人静なる時を窺て、官幣大社の石上神社へ百日間の跣足詣の願を掛け、其外奈良二月堂の観音菩薩、神田の大師、武藏野の不動明王には各三年三月跣足詣の願を掛け、風雨雷電如何に物凄き真夜中も、恐ず憶せず

歩を運び、仰ぎ願は大慈大悲の本誓を顧み給て、預り子照之丞の泡瘡を癒して一命を御救助下され度し、若も此兒壽命に限りありて、到底死を免れぬ者なれば、我兒三人の中長男を相續人として残る二人の娘を、身代として差上申へし、夫れにても猶不足ならば、照之丞全快の上にて妾の命をも捧げ奉らむ程に、と丹誠を抽て血涙をこぼして、祈念を凝らし給ひしかば、其至誠天地に通じ、神佛を動したる者が、感應道交、谷響をよします、照之丞の病氣は、不日に全快し、七十二の高齡を保て芽出度黄泉の客と成る、然に怪む可きは此照之丞御教祖より斯る大恩を受けて入と爲りながら、後には恩を忘れて御教祖神懸の後發狂よ狐憑よと罵詈して止ざりしが、寛大にして其徳日の如き御教祖は、毫も怨みに思召さず、却て照之丞の死去の時御教祖の御肌に着け給ひし赤き御衣服をば、死骸の上に乗せ給ひければ、不思議や一時餘り息を吹かへし、厚く御教祖に罪を悔ひ恩を謝したりとなん、

去ても其後大神は御教祖の御立願に應じ給ひたる者が、或は天敷の然からしむる所か、二女安子を迎とられ、更に其魂魄を四女の常子に宿せて御出生あらしめ、四歳にして迎ひ取給ふ、安子常子御二方の病氣の時は、兼て神佛に誓ひし事もあり深く覺悟の上なれば、少こしも神佛に頼を掛ざりしと云ふ、其御心根を想像すれば、實にお痛はしき限にこそ、御教祖に神憑ありて後、大神より親く御教祖に告げ給ふと云に、如何に身代としても一時に二人の兒を迎取ては、御身の歎息もさこそと思ひやり故と心を用ひて魂を宿しかへて一人を二度に迎取りしなりと宣り給ふ、由に承る、御教祖は一般の人と交るに親子の如く、兄弟の如く、歡樂を相共にし、痛痒相分ち、飾らず隠さず、恐まず憤らず少しも胸に極壁を置かず、他の危急に望むや、挺身之を救護し非哀に沈めるを見ては懇に之を慰撫し、其仁愛に富み給ふ事は日月の如く、到底筆舌の能く盡す所にあらず、一夕の事になん、盗人の忍び込て倉庫に積

み置ける、綿を盗み出さんとして、奴僕の爲に捕へられて呵責の聲嚴しくして遂に之を、官に訴へんとせしを、御教祖は静に之を守止め給ひて、汝等僕奴妾に騒ぎ立る事なかれ、當方に油断あればこそ賊も這入れ、要心堅固なれば争で盗人の這入るべき、罪は當方にあり、渠にあらざるなり、且又此者に盗取らるゝは、吾前世の負財の督促にもやあらん、道歌に、先きの世で、借りたでなすか、今かすか、いつか報ひのあるものと知れ、と汝等深く此意を諦めて苟にも人を苦むる勿れ、さて其者を此らへ引けよと仰せられ、行燈の光にて熟ら其容親を眺め給ひて、大に驚かれをうくお前は、村の某どのではないか、如何に貧に逼ればとて、なぜ盗み根性を出し給ふぞ、生活向に困らば、なぜ勞働をして身を助けざる、己の勞力に藉りて得たるに、非る者は能く己を幸ひする事が出来ぬ、怠惰は貧困と、罪惡と夭折を見る、彼の水を見よ滔々流て止ざる者は、常に清鮮なれど、溜滯して流れざる者は、悉く腐

敗するではないか、耐忍にして勤勉、正直にして節儉を守れよ、其上猶朝夕に困るならば、必ず妾の内に來れ、相當の恵みはする程に、と懇々御説諭の上、白米一斗を袋に入れて與へければ、賊は涙に咽で、嗟歎嗚咽言はんとし、て言ふ事能はず、幾度か低頭平身して、歸り去りしと云ふ、三詣の里も秋更けて、寒さ烈しき夕まぐれ、一人の女乞食が、素肌裸體の乳飲兒を負ひ、而も乳汁の足らねば、身は瘦せ衰へて、顔色青菜の如く、さて又其母は、此寒む空に垢穢たる單衣一枚を身に纏ひ、寒さに物乞聲もがたくふるひ、頭の髪は蓬の如く、顔は垢に汚れ、氣息奄々、肉破れ骨顯れ蹠踏 跟々一步は一步より危く、宛も喪家の犬に似たり、御教祖は一目見より哀を催し、折しも收穫時の、多忙はしきをも顧みず、厚く勞りて腰掛させ、生憎何も進する物はなけれ共、喫餘の御飯と香の物少々あり、暫し待たれよ、茶を暖めて參せん、緩くり喫へて歸へられよと、御手づから茶を暖め食を脩

めて満腹するを見て、大に歡はれ莞爾笑ひながら、乞食の乳飲兒を抱きとり垢つき汚れたるも厭ひ給はずに、御自身の懐に入れられて、飽迄乳汁を飲まし、御子の常衣なれど、綿入と袴を二枚着せられければ、イツになく腹に飽き身に衣たるを以て、最と快げに夢を結で、無我の郷に遊ぶを見給て、潜然涙を垂れ給ふ、更に亦其母に綿入を與へ、兒には巻蒲團杯惠與て、乞食の嬉れし涙に咽びつゝ、歸り行く後姿を眺て、猶更涙に呉れ給ふ、

先にも申し述べるが如く、良夫善兵衛主は、高廉節義の君子なれど、當時社會の風俗の故か、或は一時血氣の過失より起りし者か、密に人目を忍で、下婢のカノ女と懇懃を通ぜらる、聰明なる御教祖直に其情を知り給へども、温厚玉の如き御氣質なれば、毫も嫉妬などの形跡なく、益々善兵衛殿を、大事にもてなし、カノをば眞の妹の如に慰勞り給ふぞ有りがたき、偶々良人がカノを伴れて、奈良長谷、多武の峰、さては吉野の山に千珠萬朶の花を眺めん

とて出て給ふ事あれば、自ら庵に降りて甲斐甲斐しく、酒肴辨當を調へ、カノの髪をば自ら結て遣り給ひ、其上御自分の美々敷衣裳、高價なる櫛笄迄取揃へ、立派に飾りて隨行をさせ給ふ、然に恩を恩とせず、徳を徳とせざる極悪非道のカノ女は、外面如菩薩内心如夜叉の本性を現はし、斯る優さしき御教祖をなき者にして、己れ本妻たらんと、惡意を以て、所謂左手には糖蜜を持ち、右手に鴆毒を携ふと云ものか、一日の事に、味噌汁の中に毒を入れて、甘言以て御教祖に侷む、神ならぬ御教祖は、大に喜びて、何心なく二椀喫し給ふと、間もなく腹に激痛を感じ、雲をつかんで悶へ苦む事甚く、頓て便所に至て下痢する事夥しく、其儘其所に打倒れ、氣絶する事數十分間なりしが、管公の所謂祈らずとも神や守り給ふ者か、漸くに蘇生し給ひ、數日にして本復し給ふ、御教祖此鴆毒に中り給ふも、全くカノの所爲なる事を知り給ふと雖、彼れの罪に問はゞ世に容れられざる様になるを、憐れと覺

ばして色にも現はさず、益々カノ女を寵愛し給ひければ、入木石にあらねば毒婦も遂に其徳に感じて大に前非を悔ひ、暇を取りて實家に歸りしが、因果應報の理は、遂に免れざる者か、間もなく死亡したりとなん、倒されし、竹は日を経て、起きにけり、たほせし雪は、あとかたもなし、穴賢、

第七章

神人の交通

嗚呼天保九年の十月廿六日は、吾々信徒の最も記憶すべき一大記念日である御教祖は御年四十歳に座して、長男秀司殿は十七才なりしが、一日(天保八年)秀司殿圓へ參時に行れしに、如何にせしか、左の足に疼痛を覺へ、激痛堪へ難きに依り、駕に乗せて伴れ歸り御兩親も相續人の事なれば、殊更御心を惱させ、醫師よ藥よと種々に治療を施せど、更に何の効驗も見へざれば、其頃長龍村の修験の市兵衛とて學徳兼ね備り、其名近郷に高かければ、直に之を

請待して疼痛平癒の祈念を爲す、市兵衛は中山家の奥座敷の正面に、新しき薦を敷きて神様を勧請し、典内村のソヨと云老婆の至て律義なるを加持代に立せて之に御幣を持せ、全力を籠て祈念を凝らせしに、不思議や其効驗、立處に現れて、秀司殿の疼痛は、夢の如くに忘れけり、然に四十日ばかり経て、又もや足痛起りける、依て以前の如くに、市兵衛とソヨを招きて、加持させしに、復直に平癒せり、而して復一月餘を経ると足痛復起り、起れば加持を成し、加持を成せば、直に癒へ斯くする事殆ど七八回に及ぶぞ、不審なれ、明る年は天保九年、御教祖御年四十一歳に成らせ給ふ、春の頃より何となふ、御身體に異状を來たし、只管世の中が嫌になり、人と談話などをすも勉てさげらるゝ様なりしが、去とて是と云ふ、病氣にもあらねば、醫師にも掛らず、其儘に打過ぎ給ふ中、早や其年の十月廿三日となり、秀司殿の足痛勃然として起り、非常に激しかりければ、直に例の市兵衛に使を立て、彼

是する中に夜の十時頃となり、俄然良人善兵衛主は、眼の痛を感じ、御教祖は亦腰に痛みを覺へ、大に一家騷擾して居りし所、市兵衛も出て來り、其夜は亥子にて親族の乾と云ふ、若も來合せたれど、其夜に限り加持代のソヨは如何にしけん障ありとて、出來らず、誰にせん彼れ善かれと云合へる程に、市兵衛の申しけるは、若旦那秀司殿の足痛は此迄例のある事なれど、大旦那奥様迄、一家三人も揃て痛み悩むとは、實に奇怪なる事である、恐く神様の祟たるを免れず、ソヨの來らざるこそ是非なけれ、奥様アナタ加持代に御立ち遊せ、去れば吾等身命を賭して祈念を凝らせんと云ければ、御教祖も止を得ず御承諾遊され、水を被り、白衣をまとひ、御幣を持て、例の如く神の座として、廣間の正面に設けたる、薦の上に立ち給ふ、市兵衛は御教祖と對座して、善兵衛殿と、秀司殿とは其左右に座を占め、折節來合せたる親族の人々も、其座に列りたり、市兵衛は日頃の祈念にも彌増して、丹精を凝らさる

者から、流汗淋漓として、瀧の如くに下る、人々夢現つになりて其容子を
見て居る中に、一陣の風颯と吹き來ると思まに、不思議や御教祖の身に異状
を來たし、見る間に色變り身震ひ、手に持つ御幣は左右齊く逆さまに立上る
四隣沈々人聲なく、唯犬の遠吠微に聞へ、寒氣肌膚に透りて、身の毛も豎つ
ばかり、此時御教祖赫と兩眼を開き給ふに、日月の如くに輝き、電光の如く
に閃き堂々として近く可らざる威儀を具へ、恰も龍虎の風雲を叱咤するが如
き猛勢を震て、言語莊重極て嚴烈に、御言葉を下して宣く、我は天の將軍な
り、此地初屋敷と云は世界創造の源なればなり、今や時節到來せるを以て、
變らず世界の人類を助けん爲に天降り、因て此屋敷を始め親子諸共に貰い
受たしと、良夫善兵衛殿を眺み給ふ、人々奇異の感に打たれ、驚き怪む事限
なく、中にも善兵衛殿は、身に降り懸る大難事なれば、氣味悪くは思へども
覺悟をきめて、教祖に向て申けるは、家屋田畑は先祖より譲られし者なれば

私一人の考を以て差上ると云ふ事は出来ませぬ、小兒は天より授る所、妻
には本年二歳になる乳飲兒さへあり、一家の整理に付ても容易ならぬ事なれ
ば、何卒此事情御明察の上、御尊命の程は平に御容謝を願奉ると、理非を別
けて拒絶したれど、教祖は儼然として毫も聞入給はず、猶前言を繰返して御
請求を成し給ふ、此時良夫善兵衛殿は御年五十一歳にして、御教祖は御年四
十一歳なり、長男秀司殿は十八歳、長女政子は十四歳、二女春子は八歳、三
女小寒子は二歳である、去れば良夫の情を知らずして、之を否むは毫も無理
ならぬ事なれど、又御教祖御婦人の身を以て、斯る大事に當り給ふ、御決心
の程も實に雄々しき極みにぞある、
去ても良人善兵衛殿を始め、親戚の人々も理に訴へ情を陳へて御教祖の請求
を辭まれたれども、御勢益々盛になりて、三日三夜の間は、米一粒、水一
滴も食し玉はず、又一睡もし給ず、泰然自若として飽迄嚴命を傳へ給ふに依

り良人善兵衛殿も今は辭むに力なく、廿六日の朝五ツ時に至り、斷然思ひ切
て、然は御尊命に隨ひ吾財産及び妻子を奉り申さんと答へられしかば、御教
祖御満足の意面に現れ、莞爾として其儘静り給ふ、維實に天保九年十月廿六
日にして、前年の十月廿六日に、秀司殿の足痛ありてより、茲に滿一ヶ年を
經て、恰好其十月廿六日に神懸あるとは、實に不思議なる事どもなり、嗚呼
我々信徒の萬劫末代最も記臆すべき最も尊敬すべきの日は、天保八年の十月
廿六日と、全く九年の十月廿六日なり、

其夜御教祖御寢所に入らせられ、御熟睡の折柄、夜の九ツ時、今の十二時の
頃、御寢所の天井に巽然として高く凄き響ありて、御教祖は夢の如くに、御
眼を覺されると、微妙の御聲にて、我は國常立尊なり、あらゆる世界の人類
を助けん爲に、今此土に降りて汝の身に宿るなりと宣り給ふと、不思議や御
教祖の胸中は、雲霧を排て天日を拜するが如くに、非常に爽快を覺ゆ、普く

すると、又前の如く天井に巽然たる響ありて、教祖の御身俄に重みを感じら
る、すると復微妙の御聲を放て、我は面足命なり、今此土に降臨して、あら
ゆる世界の人類を助けんが爲に、汝の身を神の宿りに、借受んと仰せらるゝ
と復以前の如くに心は水よりも清く、風よりも爽なるを覺ゆ、如斯あと八柱
の神様は前の如くに、降臨して悉く御教祖の身に宿り給ふ、

第八章 世上の罵詈訛謗并に御艱難

鳥啼花咲の佳晨は、霜の旦雪の夕へを経て、初て到る者、今や天理教の信徒
四百萬に餘り、教師二萬に充ち、教會所の數三千の多に及び、日本神道界に
於ては、實に第一位を占む、又實に盛なりと云へし、然に其の茲に到りし道
筋は、風雨烈しく、荆棘途に横り、幾度か躓きては倒れ、倒れては躓き、幾
十度か生死の難關を起られし結果であるとせば、吾々信徒たる者、儉安固息

徒に眼を催すべき時節にはあらざるべし、御教祖は御筆先の中に、山坂や、
 いばらぐろも、かけみちも、劔の中も通り抜けたら、と仰せられ、またみへ
 る火の中もあり、淵中も、其越したら細道と、陳へ給ひ、最後に、細道を段
 々越せば、大道や、これが、たしかな本道である、と宣り給ふ、
 實に忍び得べきを忍ぶは、何人も克く之をなす、忍び得べからざるを忍ぶは
 偉人にあらずれば、能はざる所、偉人にして始て大事業を成効するものか、
 閑話休題、さて御教祖の御慈悲心に厚きは、元來天稟で有て、人の教へに依
 るにあらずと、神懸ありてよりは、益々仁愛の熱情を高め給ひ、即ち自ら貧
 困に陥りて、勉て山坂や、いばらぐろうに、かけ道も、劔の中も火の中も、
 通り抜け淵に沈んだり、細道を越さん事には、眞實艱難の味が分らぬ、眞實
 艱難の味を知らずしては、他の艱難を救ひ難し、他の艱難を救はずしては、
 大神の御膝下に遊ぶ事の出来ぬ者と云事を、大神の御諭示に依りて之を知り

茲に覺悟をきめて、先初に前川家より御持參の、五荷の荷物を解きほどき、
 他の貧苦艱難の分に應じて施し與へられ、荷物の盡るに隨て漸次中山家の財
 産にも及びける、

御教祖一代の唱歌に

教祖の慈悲は彌増して
 貧者は門に集ひ来る
 凍へる者には衣服あり
 盲者は杖を忘れ行き
 家財は人に施して
 倉庫の扉は開放ち
 病者は門に集ひ来る
 餓たる者は食に飽く
 跛者は車を捨て行く
 一家は饑餓に襲るる

云云とあり、去れば御教祖は單に、財物を施して人の肉體を救るるばかりで
 はない、人間の身は神様の借物であると云の理、人々の病氣災難夭折其他意
 の如くならずして苦痛を感ずるの原因は、八の埃を掃はぬからであると云の

理、即御筆先に何ににても、いたみ痛みは、更になし、神のせき込手引なるぞや、此世に病氣と云てない程に、身の中さわり昏思案せよ、何ににても、病ひと云て更になし、心違の道があるから、思案せよ、病と云て更になし、神の道おしへ、意見なるぞや、どのような、痛み悩みも、でき物も、熱も下りも、皆ほこりやで、是からは、如何なる六ヶ敷病でも、心次第でなほらんでなしと、諭し給ひて病の元は、心からであるから、心則ち靈魂を清浄にせば、一切の苦痛を免れて、神様の靈救を受ると云の理を淳々と諭され給て、貧困の者、病人、夭折する人、災難に罹る人、あらゆる方面にわたりて御救助を成されたのである、

斯くて御教祖は、御自身に神様の懸り給ふ事を、確く信じて居らせらるから身命財産を擲て靈救宣布に、盡し給へども、良夫善兵衛殿を始め、親戚の方々も半信半疑の中にある程なれば、世間の人々は猶更御教祖の言行を疑ふて狐憑と詈り、發狂と嘲り、或は瘋癲と笑ひ、實に當時の譏誣中傷嫉妬怨恨の御教祖の身に降り懸る事は、雨の如く、雲の如くであるから、筆紙に盡すべくもあらずである、

去れど御教祖は、千難に遭て氣益々熾に、萬難に遇て志愈々堅く、座すが故に毫も躊躇せず逡巡せず、進で退く事を知らざるが故に、良夫善兵衛殿も、御教祖の御兄弟衆も、之には殆ど持て餘し、且つ世間の抗撃甚く、家財は日を追て消滅に傾く所から、善兵衛殿と親戚の方々と協議をして、一日曾て御教祖が、五重相傳を受け給ひたる時に、新調せられし白綸子の衣服を着せ進せ、自分も無白垢を着し、腰には祖先傳來の銘刀を佩き、御教祖の御兄弟衆と共に、御教祖を佛前に踞座せ、自分は其前に對座して、讀經念佛をする事稍久くして彌陀の誓願功力に依て、御教祖の奇病の速に癒されん事を願ひ、而して後に御教祖に對ひ、汝狐の怪物速に退く可しと、御兄弟衆と異口同音

に怒號して果ては、一同白刃を扱て強迫したれ共、御教祖は從容として座したる儘、面色さへ變らず、汝等早まつて過失をする勿れ、我は天の將軍なり決して他の憑物などにはあらずと、恰も大將の士卒に命令するが如に、却て人々を御叱責なされたり、斯く親戚知己の集り來りて詰責せし事皆に再三再四に止らざれど、御教祖は依然として同じ態度を取り給ふ故に、世間の詈罵讒謗は益々其度を高め、親戚の人々も漸く愛想をつかして、往來の交際を斷つに至る、

良人善兵衛殿も、漸次教祖の信仰の厚き、御徳の鴻大なるに感化し、且つ御教祖の身に、神様の懸り給ふと云事を知ざるには、非るも其所は凡夫の悲さ身を捨てて人を救助する事の面白き、味も知らず、家事の不手前、世間の惡評親族の所思、あれを思ひ、此を想ふ時は、萬感胸に通り、若し此儘にして過ぎ去らば、一家斷絶、累ひ子孫に及ばん、如し又葉にして斷たずんば、遂に

芥を用るに至らんと、斷然意を決して、一夕四顧寂寥として、人の寢靜る時を待て、教祖の寢室に入り、刀を枕頭の疊に突立てて、「そなたが孤に憑かれ餘りに奇怪の言行ある故、世間よりはあらぬ妄評を受け、親戚の者には交際を絶たれ、家産は次第に傾き、實に子孫の行末も想ひやらるる次第、若し孤の憑物にてあるならば、何卒中山一家の爲に、退散して呉よと、奮然たる怒りの眼より、又潸然と男泣きに泣入しかば、教祖は此時ふと眼を覺され、急に起上りて端然容儀を正し、去て語は和かに宣く、今頃白刃を持ってあそび、若し過失ありては、妾は兎も角貴郎の難儀とならん、須く先づ其刀を納られよ、妾は婦人で有ながら、良夫たる貴郎に、斯く迄心身を惱さすは、誠に罪深き所爲である、是が孤憑とか、其他一時の出来心よりする者ならば、妾の身は其刀を以て、寸斷にせらるるも、敢て辭みはせざれども、何と申しても貴郎も現に、目撃せらるる通り、大神の神懸に依りて、當時の風俗を矯め直

し、人心の腐敗を救ひ、あらゆる世界人類の、肉體と靈魂を救はんとするの
 重任を負ひたる妾の身であるから、何卒神様と世界人類の爲に、お氣長く妾
 の爲すが儘に、放任せられよと、良人の氣を慰め給ふ、斯る事は又しても又
 しても、良夫より仕向らるる事の、度度なるにぞ、御教祖は神懸に依りて神
 と同化し給ひたりとは云へ、身體は人間であるから、夫婦の愛情も捨て難く
 或日の事熟ら想ひめぐらすに、吾身があればこそ、良夫たる人が、斯く迄心
 身を惱まし給ふなり、如何にしても良夫の苦痛を餘所に見捨がたければ、寧
 此身をなきものにせん、斯かれば良夫も喜び給ふならんと、夜更け人の静る
 を待て、溜池へ身を投げんとし給ひしに、不思議や兩足引擧て、身體自由を
 失ひ、且つ耳許に聲ありて堅く其非を止むるにぞ、詮方なさに其儘御宅へ歸
 られし、斯る事も嘗に兩三度にはあらざりこと云ふ、
 世の人は御教祖を目して、狐憑と云ひ、發狂と云ひ、瘋癲と云ふ、何と云も

彼と云も、唯人の評に任せて、本より世の蠢々たる動物と、利害を競ひ、名
 譽を争ふ御心杯は、露程もおわさねど、良夫や親族の誤解を解き、世人の疑
 惑を晴らして、御自身は神様の使である、決して瘋癲白癡にあらず、發狂に
 あらず、狐憑にあらず、全く其精神は確乎不拔の不動心であると云事を、世
 に知らさずんば、良夫や親戚の名譽にも關係し、且つ布教傳道の妨害とならん
 と覺し召され、御年五十一歳の時多くの女兒共を集めて裁縫の指南を成され
 し事あり、去れど此は副業にして、徹頭徹尾世を救ひ、人の難儀を助け、埃
 の理借物の理を説て止ざれば、世人の抗撃も依然として變らない、昔し平の
 重盛は父清盛の無道なりしより、進で王命に従はんか、肉を別けし實の父を
 如何にせん、退て父に従はんか一天萬乘の君王を如何にせん、嗚呼進退茲に
 谷れりと云て、歎息せられた事があるが、其と此とは大に事情を異にすれど
 又大に相似たる所あり、御教祖も大神の御命令に隨て世を救濟せんと欲すれ

ば、良人と親戚とに背ねば成らず、親戚と良人に従はんと欲すれば、宇宙間の主宰者たる、我身の親様たる神に背ねば成らず、神に従はんか、人に従はんか、二者兼て得べからず、嗚呼進退竝に谷れり、寧身を殺して、節義を全ふせんかと、想へば胸は張裂ばかり、晝は終日夜は終日、安き心のあらばこそ、感慨腸を断ち、慟哭血を吐くの、苦惱の爲に、幾たびか悶絶して氣を失ふ事も、多かりしか、遂に慨然として蹶起し、豁然悟を開きて想ひ給ふは、嗚呼我過てり過てり、我は豫てより、家を捨て良夫を捨て子を捨てて、身命は大神に捧げ奉りて、世を濟ひ人を利するが、我の職分である、然ば我は肉體を離れて、靈のみあるなり、我は人間を脱出して神の境界に遊ぶ者、止みね止みね、普通の人情を捨てて、廣く大きく、深く厚き天の理の爲に働く可こと、斯く思ひ定ては泰山の如く、押せ共突けども揺かぬ様になり給ひき、良人善兵衛殿は如何にもして、御教祖を元の凡夫に復へさん者と、種々に心

を遣ひ、様々に工夫を凝らし給へども、其甲斐なく、家道は益々衰頽し、世間の罵詈は益々甚しく、親族はいよいよ寄附ぬ様になり、面白からぬ憂き月日を送る中、無慚や嘉永六年二月廿二日の夜、六十六歳を一期として、瀝馬として永き眼に附かる、此時御教祖御年五十六歳にお座しける、甚麼に御教祖が神懸に因て、遙に人間を脱出し給ふとは云へ、西行の句にも捨て果てて身はなきものと、をもひとと、雪の降る日は寒くもあるかな、とある通り、御教祖も半面は人間であるから、或は無限の感慨に打たれ、不思議涙に咽び給ひたるならんと恐察し奉る、世を救ひ人を助け、天理の大道を以て世界一列に踏みならさんとするの、大誓願の前には、堪へ難き愁苦に堪へ、忍ぶ可らざるの憂患を忍び、敬ふ可き良夫も、愛すべき兒女も、惜む可き財産も捨てて顧ざるの大覺悟、大決心のあるにあらねば、到底事の成らざる者にや、御教祖は斯く良夫に離れ、其上多くの和子様の御手許にありて日日生計上の

費用の多端なるにも拘はらず、日諸方より慈善家の名を慕ふて集り来る者に對して、飢たる者には食を與へ、凍へる者に衣服を與へ、其他金錢物品乞が儘に與へけるを以て、御歳六十歳に成り給ふ頃には、左しも三島の里に於て一二を争ふ、富豪中山家も、山林田圃は入手に渡り、家屋資財は賣拂ひ、苟も金となる可きものは典じ盡し、今は一物の目に遮るものなく、衣は身を蔽ふの襤褸のみ、食は翌日の貯へなく、詮方盡きて秀司殿は黒紋附の羽織の儘、背物薪の捲ひ賣、其も買う時は賣者の氣になりて買ひ、賣る時は買人の氣に成りて賣り、更に非道の利潤を食らす、偶々貧窮な人の、品物は買ひ度くも金のなくて困るあらば、其儘施與て歸へる事さへあれば、麥飯や粟の粥にも飽かぬ事多かりきとぞ、

秀司殿は斯く、旦に星を戴き、夕に月を踏で歸り、以て御教祖及び御兄妹衆の糊口に充て、御教祖は亦燈を點すに油なければ、月影杯を便りにして糸を紡ぎ裁縫を爲され、僅かなる賃金を以て米麥の資に供する者の、日日の物賞に殆ど施し盡して後には残らぬかちと云ふ、斯かる苦痛の中より御教祖は借物の理、埃の理、鹽救の道を親て、普く世界の人類を御救助成されしが、或年の極月の末日に、近所合登は餅搗音勇しく、七五三繩松飾に急忙しきに、中山家には一合の米もなく、御教祖は御辛抱成さるも、年はの行ぬ和子達をどうせふにと、思ひ煩ひ給ふ折柄、或人(伊降伊儀今の御本席ならん)自分の中にも妻子のあればとて、僅に八合の米を二分して即ち四合の米を贈て當時の危急を救ひ、全く御教祖一家の命を繋ぎ給ふを得たのである、是ぞ神の救助を得て其報酬として物品を捧ぐる溢觸である、

第九章 御宣教

人々に、一ツの癖はあるものを、我にはゆるせ、敷島ノ道、と實に人には

癖のある者、俗になくて七癖、有て四十八癖とやら、嗚呼人は癖のかたまり
 人にして癖を取盡さば其人或は死物たらんも知る可らず、去れと癖には善惡
 あり、癖は必しも人を利するものにはあらず、御教祖の天禀は博愛慈善にあ
 り、即ち道を説き理を諭すを身の癖と成し給ひ、病を癒し物を恵むを心の癖
 と成し給ひ、屋漏り壁破るるも、人の嗤笑を受るも、毫も顧み給ふ事なく、
 人が何事いふをとも、神が見て居る氣をしずめと、歌ひ給ひ亦いつも笑はれ
 そしられて、めずらし救助をするほどに、と宣り給て、御自身の身は風雨に
 曝らされ、或は寒暑に膚を露はして、必死難苦と戰ひもて、月の光に草履を
 造て往來の旅人に恵み、或は大和街道に藥湯を造りて西國參りの順禮衆や貧
 窮の病人に施行遊さる、澆季の世に斯る事は性にあはぬ者と見へ、親戚の人
 は之を疎み、世間の人には之を嘲り、瘋癲白痴狸過狐憑として信用する者稀なり
 しが、桃李もの云はざれと下自ら躑を成す、と云の道理にや、却て遠國他郷

の人人が、父の如くに敬ひ、母の如くに慕ふて、尋ね來る者漸次日を追て盛に
 なり、果ては近郷近在の甲乙も信仰する様になり、神様の勤行、御道の説教
 を爲すに、家屋の狹隘を感ずればとて、遠近の信徒集り來て、賣殘りの二戸
 の土蔵を潰して、其迹に形ばかりの勤行場所と云を設けたり、時は維明治七
 年の三月にして、普請に就て最も盡力せられしは、依降伊藏先生、即ち現に
 御本席様とて御本部に於て神代を勤られ、衆人渴仰の中心と成り給ふ、御方
 と、仲田儀三郎、古人の和歌の市兵衛、辻忠作、其他の門弟信徒三十人計の
 人人が、壹兩貳兩の金員を喜捨して合計六十兩餘の建築費用にて落成を告げ
 今も猶其勤行場所は残り居れり、
 斯の如くにして、漸次道の廣まり、信徒の数の増加すると共に、神官僧侶の
 嫉妬を購ひ、彼れ等の煽動に因りて、村民等多數等黨を組て押寄せ來り、説
 教の邪魔祈禱の妨害、さてはあらゆる罵詈謗、果ては石を投げ戸障子を壞

す杯あられもなき暴行を受る事は實に珍らしからぬ事なりし、
 慶應二年の夏の頃かとよ、小泉村の不動院の住職（山伏）某が多くの徒弟を
 引連れ、滴たりそうな三尺の秋水を杖にして出て来り、埃とは何ぞ借物とは
 何ぞ、汝の信ずる神は孤にあらずや、徒に吉凶禍福を説て人を惑す者は、佛
 敵神敵國家の大賊なり、今より神を捨て信仰を廢し説教を止すんば、一刀の
 下に両斷するぞと、怒氣赫々、満面朱を濺ぎ、目は張り眦は裂け、口角焰を
 吐く、御教祖は静に之を見そなはし、莞爾として頬ほ笑み給ひ、徐に口を開
 きて曰く、座せよ我汝に諭さん、上等の人人は人を殺すに筆を以てす、中の人
 は人を殺すに口を以てす、下の人人は人を殺すに、盤石を以てするとやら、聞
 き及ぶ、御身は大聖釋迦の流派を汲み、身に柔和忍辱の袈裟衣を着しながら
 人斬庖丁を以て振舞すとは何たる無作法ぞ、何たる亂暴ぞ、古歌に何故に捨
 てける、身ぞと、をりをりは、親に耻よ墨染の袖、ちと其墨染に耻るがよか

ろふ、又御身が尋る所の借物埃或は神様の寶體杯は、御身唯今の如くに、氣
 の顛倒して居ては、幾ら説諭すも耳には這入まいよ、云へば云程益々反動を
 起すから、免も角も今日は歸て、佛前に座し魂を臍の下に静て、沈思熟考の
 後、改めて来られよ、輕舉忘動は佛弟子の慎む所、人間の愧づる所なりと、尋
 々乎として親切の情言外に溢るるばかり、なりければ、仁者に敵なしとやら
 不動院も御教祖の寛洪にして仁慈に富み給ふ所を、目撃して知らず識らず、
 其御満徳に感じて、頭を叩き涙を流して罪を謝せりとなん、
 御教祖御年七十五歳に成り給ふ時、神棟に布教傳道の容易出來得る様にと祈
 らるる爲め、七十五日の間火食斷をし給ひて、僅に信徒より献る御酒と野菜
 物とのみ少々喫へて居給ひしが、其結願の日外に出てて散歩を遊されしに、
 折節醬油醸造家の若者等大勢、川の岸に醬油入の大樽を洗ひもて、何れも若
 き者の習慣とて、此樽を一人にて持上る者あらば、酒を一升賭るとか、逆立

して一里半歩て見せるとか、互に言ひあいて居れど、誰一人も其を持下る者
 はあらざりき、御教祖見て笑ひ給ひ我試に之を持上んと、人々過のあらんを
 恐れて、様々に御止め申上げしも、聞き給はず輕々と之を持ち、少なき手桶
 を振るが如に、最と輕げに打振試み給ひしかば、見る人奇異の想に堪へず、
 七十五の御高齢、其上七十五日の斷食を爲されて居ながら、猶且ツ斯の如き
 不測の力を現はし給ふは、疑ふ方なき活神様にお座すべしと、愈々信仰の念
 を高められき、

御教祖御年七十七歳に成り給ふ、明治七年の十一月十八日神様の御諭示に依
 て赤色の衣を着し給ふ、御神樂歌に、いつもたすけが、せくおらに、はやく
 やうきに、なりてこい、いつまでこんぐしたとて、やうさづくめである
 ほどに、

第十章

政府の關涉

櫻花開かんとすれば、風雨之を妬み、秋月明らかならんとすれば、浮雲之を
 蔽ふ、萬事蹉跎し易く、人生行路難し、御教祖御齡の更けると共に、徳益々
 崇く、日の經つと共に望み愈々重く、從西從東父の如く母の如くに、慕ひ來
 て門前市を爲すに至りければ、某大社の宮司を始め、縣下の神官僧侶は自家
 の領分を蠶食せられんかと憂慮に堪へずやありけん、奈良縣廳に讒訴する事
 頻々として櫛の齒を挽が如くなりければ、奈良縣廳に於ては、慶安の昔し由
 井の正雪等の非望を企てたるが如くに、茲に一大邪宗教の奮起して、天下を
 擾亂するが如くに思ひたるものか、容易ならぬ關涉を加る事となれり、明治
 八年八月廿六日を以て當時の會長秀司殿（表面會長）と御教祖の兩名を招喚せら
 る、秀司殿病氣に付代人として辻忠作君出頭し、御教祖の御附添として、御

長女政子隨行せらる、官吏御教祖に謂て曰く、社會多くの人を誑惑して澤山な金錢を奪ひ取る不届の奴なり、辻忠作其方も其分配に與るのであらふ、御教祖は莞爾と笑み給ひ、默然として對へ給はず、忠作君は私は日日腰辨當にて神様に御奉公申すもの、金錢なんかは未だ一度も手に附申さずと答ふ、其日は其儘留置所に、留め置かる忠作君は明日の取調の氣に掛りて、御教祖に對ひて明日の答は何んと致す可きやと伺ひけるに、御教祖は唯神に任せよと仰せらる、此時は僅に三日の拘留にて事済になれり、然に其御不在中に、哀れや五女小寒女永眠せらる、九年復引れて、奈良縣社寺保稻尾某の取調を受く此時に中田儀三郎辻忠作和歌市兵衛佐藤某と御教祖の五名なりき、稻尾氏神官僧侶等の告訴狀に依て、種々に訊問を爲すも、本より無根の事を捏造して讒訴したる者なれば、毫も處分すべき要件を發見せず、去りて無條件にて放免の云渡も當時壓制甚き官衙の習ひとて、何か儼威に係ると云の感じに

や、何か一藝を演すれば此度は無罪放免を云渡さんと云ふ、辻氏は微音にて御教祖に對ひ、お手振及御神樂歌の温習を致す可きかと伺ひ奉りしに、御教祖は微笑して神の御心を慰めよと仰せらる、茲に於て辻氏御歌を唱へ仲田氏外二名の方は御手振の神樂を奏す、稻尾氏は感歎措く能はざる者の如くなりきと云ふ、

其後奈良市の猿澤の池の邊にある、社寺の監督所たる中教院に招喚せられ、取調の末天理王命を信ずる事を廢して官幣大社の布留の宮を信ぜよ、今後再び汝等の神を信せず、且つ布教せざる旨を誓へとて、茲に誓約書を認て差出すに至りぬ、

斯くて屢々其筋の壓制なる關涉を受け給ふと雖、大神の爲し給ふ御業は、到底人力の支ゆ可きにあらず、恰も洪河の汎濫するが如に、世上に漫延して、神樂歌に、日の本初屋敷の、神のやかたの地場定め、みれば世界がだんく

と、もつこ荷ふてひのきしん、と歌ひ給ひしが如く、諸方の國々より信男信女の集ひ來て、十六年五月より、御教祖の御休息所の建築に係り、其年の十月に至りて落成を告げ、其月廿六日を以て座を遷し給ふ、御教祖は漸く三十有餘年ふりに、始て破れたる茅屋を出でて、雨露の凌ぎの出來得る様に成り給ふ、
此歳の四月より六月の初に掛けて、大なる旱魃にて、田圃は龜裂を生じ、井土は涸渇て飲料水にさへ不足を告ぐるに至りければ、何れの村も全く困難を極めたれど、三島村は別けて甚く、村民等は所々に集て、百萬遍の念佛を繰り或は産土の神舎に集て三晝夜炬火を燒きて雨を請へ共、何の効驗もなかりければ、平素は罵詈訛して寄附ざりし、中山家の勤場所に押寄せ來り低頭平身して雨を神に祈らむ事を求む、寛大なる御教祖本より辭み給ふにはあらねど、先きに奈良縣廳より教祖の教へ給ふ教理其他一般の事に一種の疑念を置き、

監禁拘留する事の屢ありし結果、一切人を寄せて祈禱を爲し或は説教を爲すを嚴く差止められたるを以て、再三其由を陳べて謝絶したれども、村民等中々聞き容れず、我等常に聞く、神様はなんでも難儀はささぬぞへ、救助一條の此所と歌れて、普く世界を救くるとなん、去れば何故我々を助け給はざる平素我々が笑ひ誇りをした故、其を御心に含み給てか、其ては大人氣なし我々は何にも辨へぬ土百姓なれば、其邊は平に御容謝に預り度し、若も今後數日雨降らざれば、茲年の稲作は皆無なり、村民舉て餓死するの外途なし、故に雨請をして下さる迄は我等幾日經ても此所を動かじと、懇請して止ざるを以て、此狀況を御側の者より御教祖へ申上げるに、御教祖は神慮を傳へて曰く、雨の降ると降らぬは神の心の自由なり、汝等信仰の誠心だにあらば何時にても授け得させんとありければ、皆々大に喜びて、去らば御祈禱を致すべしとて、時は陰曆六月十三日午後の三時頃、御教祖の門弟は何れも黒の紋附

の單衣に全じ羽織を着し袴を穿て産土の神社に至り、茲に一同丹精を凝らし
て神樂勤を舞奏する事となれり、此日空に一點の雲なく、炎威燦々蒸すが如
く、街頭の砂塵は毒氣を蒸騰し、屋上の鬼瓦は火焰を吐かんとし、身は恰も
釜中に在るが如く、煩悶轉々苦痛に堪ざるにも拘はらず、一生懸命に十二下
の神樂を神前に奏して其より三島の巽方に至りて先きの如くに勤行を成し、
更に坤に至て同じ勤行を爲し、更に又乾の方に至て一同愈々信心を凝らし
て勤行を爲す折柄、今迄赫々と照輝て恐き程の空模様なりしに、こは甚麼に
見る見る丑寅の方角に當て一團の黒雲現れ、同時颯と風吹起り、見る間に黒
雲は三島の天を蔽ひ、宛然海を倒さまにしたるが如き大雨降り出で、其上電
光閃き雷鳴わたり、雲の間に落雷三ヶ所にありたり、村民等は稻の蘇生した
るを見て、盲龜の浮木の穴を得たるが如く、死したる愛子の蘇生たるが如く
に、勸喜雀躍に堪へずやありけん、いつになく中山家の甘露臺の所に集りて

御手振の真似をする者あれば、無作法にも盆踊をさへして居る所へ丹波市分
署より数名の巡査出張し來り、其方等何故に豫て禁じてある、警察の命令を
拒み多人數の集合を爲すぞと、詰問せらるるに依り、其中の一人は早敷に因
り雨乞の祈禱を爲せりと答ふ、警官此の返答を聞くや直に、元は違法の處爲
なりとて、御教祖及び御門弟達を分署に拘引し、雨の降ると降らぬは神意の
自由なり杯云は水利を妨害する者なれば許す可らずとて、白晝に御教祖及び
御門弟達を殊敷つなぎに捕縛して丹波市より櫛ノ本の警察署迄連れ行れ、各
自科料或は拘留の刑に處せられぬ、

十八年神道本局より 内海某古川某の兩氏取調の爲に出張せられ、親く御教
祖より教理を説き聞され、其高遠甚深なるに感じ如斯んば、惟神の大道と何
の撰ぶ所かある、公然其筋の許可を得て、宜く公に布教傳道をせられよと云
の勸誘を受け、直に神道本局及び内務省の許可を得て、是より神道直轄天理

教會の名稱を以て布教するに至る、然れ共奈良縣警察の關涉は依然本の如く
屢々拘留監禁の憂き目を見給ふ、是も十九年陰曆一月の十五日標の本警察署
へ拘引せらる、まだ正月の中はなれば寒威凛冽寒さ膚に徹する程なるに、八
十九の御老體なるにも拘はらす、無慚や嚴酷なる待遇にて、御頭の上より水
を灑き杯して、受附所の片傍の扣所に八日間も留置き、其上十二日の拘留に
處せらる、此時の附添は山澤久女でありしが、毎夜御就眠の時刻になれば必
ず御自宅にて寢み給ふ如く上着の一枚を脱ぎ給ひて之を上を被せ、御枕は久
女の帯を下駄に巻きて、之を代用にして、御自宅に於て御就眠遊さると、毫
も變らせ給はず最も安らかに熟睡成され、朝は例刻の六時には必ず起き出で
給ひ、毫も疲勞の御容予もなく、嚴寒の時節なるに風さへ引き給はず、殊に
驚く可きは入監中はいつにても、初より放免して御歸宅成さるる迄御絶食に
て居らせらるる一事である、此れのみにも普通の人間とは見奉る可にあら

ざるなり、

斯の如く屢々拘留監禁の處刑を受け給ふと雖、元來御身に犯し給ひし罪のあ
るにあらねば、巡查が拘引に来ればとて、別に驚るる色もなく、泰然として
其れに對ひ給ひて、「妾は何か惡ひ事でもあり升か」と問はるるを例となされ、
警官も亦其罪なきを知れと上官の命なれば止を得ず拘引する次第なれば不便
に思るる者から、あなたは何も知らざれどあなたの側にいる人達が惡ひから
引かるるのであると云ふ、御教祖は自若として時の政府には従はねば成りま
せぬ、無論異議なく參り升が御飯を喫へ衣服を着かへる間御待成されと、宣
て徐に御資度を成され、又家人に對れ巡查を指さしあの人らにも御飯を進ら
せよと、其あとけなき事宛然四五歳の兒共の如くである、引かれて警察に拘
留中偶々受附の巡查無事に苦みて、居睡杯をして居るを見給ひて、折節街道
を賣歩く行商人の賣聲を聞き附添の山澤久女に對ひ、あの巡查が退屈してお

いで成さるから、何なり好きな物を買てあげよと仰せらる、久女は仰てはあるが此所は然云事は出来ませぬと申上ぐると、そうかと仰せられて止め給ふ、其無邪氣なる事誠に赤子の如くである、一日の事夜既に明け、大陽東天に昇りたれど、監視の巡查熟睡して洋燈を消へさでありけるを、御覽なされ、監督に叱責すも可愛相と御思召めされ、教祖立て之を吹消し給ひければ、巡查直に眼を覺まし、大に顔色を變へ、コラ貴様は何をするぞと答む、御教祖莞爾と微笑給ひて、御氣に障れば御勘辨を願ひ升、全体太陽接のお上り成され、後火を點して置てはどうも勿体ない様な氣持がしたからであり升と答へ給ふ、

御教祖は明治八年より、十九年迄に二十度以上、警察署又は監獄署に拘留監禁の處刑を受け給ふも一度も己が犯た罪の覺へはあらず、去れど御自身罪なくして累緘の苦痛を與へられし事に付ては、一言半句不平を陳へられし事な

く、明治の代は結構な事じや、監獄の中でも、働かして呉れる、着せて呉れる、喫へさして呉れる、さてく結構な事だと、仰せらるのみ、

廿六日は神懸し給ひし日なるを以て、毎月月次祭を執行するに依り、諸國の信徒は草靴掛腰辨當にて雲集するを、警察署は不都合の事に思ひ、是れ畢竟教祖が居るからである、教祖だに居らずんば自然信徒の參拜もなかるべしとて、何等の事もなきに、毎月廿五日に巡查を遣して教祖を拘引して翌廿六日と兩日間拘留して何の取謂もなくして廿七日に放免すること五ヶ月に及びし事あり、然に何つ警察或は監獄より御歸宅成されても、其度ごとに西より東より雲の如く雨の如くに信徒の群れ集り、其が一度は一度より多くなりて腕車は數百輛人員幾萬人を以て數へられ、拍手の音歡呼の聲、恰も海嘯の一時に寄するが如く、颶風の砂礫を捲くが如くなれば、如何に警察官も殆ど防遏するの力なかりきと云ふ、

因に記す十四年陰曆三月十日中山秀司殿永眠せられ十五年教祖奈良縣監獄に拘留中秀司殿の妻松枝子永眠せらる

第十一章 御昇天

御教祖は御老體の身を以て、世を救ひ人を助くる爲に、屢々不法なる監禁を受け給ふも、毫も意とし給はず、大神の前には三伏の炎署もなく、人を救くる爲には峭酷の寒威も辭せず、どこ迄も利を忘れ、慾を棄てて、家を思はず身を省すに、只管布教傳道を盛にせんことを主張せらるる者から、御高弟の方々は御尊命を體して遠近となく、走せ集り、布教の方法に付て商議を凝らすあれば、一方御親戚の方方即ち現今の教長其當時の御戸主たる中山新次郎殿（母公は御教祖の第二女春子父公は標ノ本村の梶本榮次郎殿にして實に其御三男に座す）を始め其他の人人は大に憂慮して、警察の關涉斯迄嚴刻なる

に、今盛に布教などしては、復如何なる壓制を受けるやも知れず、九十歳に垂んとする御高齡を以て、屢々拘留監禁等の處刑を受ては、吾等親子親戚の情として見るに忍ざるなり、如何に布教傳道が大神の御心に適ひ御教祖に、御満足を與るにもせよ、今暫く警察の關涉熱が冷却する迄見合す方よからんと主張し、御教祖は又なんば見合せ居たとしても、内からするのやないほとにと仰せられて大神の御命令なれば時機を失ふ可らずと諭し給ひ、御高弟の信徒達は始より命をなきものにして居られるから、今更躊躇する筈なく、御示教通り、挺身勇往獅虎奮迅せよと主張して各堅く執て動さる中に荏苒日を送りて、時は十九年陰曆十二月八日となれり、此夕方御教祖入浴して浴室より出で給ふ折、如何遊されしにやロヨロヨロとせられしか、御傍の方方大に氣遣申せしに御教祖は是は世界動搖の前兆なりと仰せられて、格別の事もなかりしか、翌九日の朝に至りて聊か御不快のように見へければ、人人大に愕き

從來御教祖の御宣命乃ち神様の御尊命の貫徹せぬ時は御不例の事あるが例と成り居りし故、今日は何の事情によるにやと、皆々伺ひ奉りしに、能くこそ問はれたれ我汝等の爲に説き聞さん、あゝ時は既に通り來れり、困難の事は目前に現れたるぞ、汝等心を定て能く思案して見よ、一時の事情は、如何なる事にて辛抱せねば成らぬ、四十九年の長き年月を様々に苦勞して今日迄經來れり、今日は時世に應じて處置をすること肝要なれと、宣り給ふ、此前者より正月廿六日を待つ人數揃て勤めこしらへ、と仰せられたる御豫言通り御肉身の此土に緣盡きて御上天の近づきたるを暗々裏に示し、其準備に取係れとの、御言葉なれと、人人は凡夫の悲さ、御真意の程を辨へかね、唯道を弘め人を救ふ爲に、神樂勤をせよとの御命令ならんと誤解し、其夜より警察の關涉をも慮らず音楽金太鼓の音勇しく御神樂勤を執行せり、明くれば十一日御教祖復御不例の色を現はし給ふ、人人又大に驚きて今日の御不例は何故

に座すやと伺ひ奉りければ、御教祖歎息の面もちにて諭したまわく、今迄に段々と説き聞せおきたるに、まだ了解が出来ぬか、去りとは心外の至りなり、今は迂濶に日を送る場合にあらず、心を静て能く思案せよ、四十九年以前より今日迄教への理道の理は説盡して餘蘊なし、今更に又何をか云はん。今は是迄なるぞと仰せられて、其儘一時氣絶せられ給ふ如にてありき、人人更に其意を解しかねたるも昨今御意に背きしを憤り給ふならんと推察し奉り其翌十二日の夜は謝罪として門を閉鎖して更に盛なる神樂式を執行す、門を閉るは警官の來り妨げん事を慮りてならん、十三日よりは稍御健康舊に復し十六日の朝は御容顏殊に麗く、朝食も常の如く認められ、清朗たる御音聲にて人人に仰せらるるは、汝等近頃我の容體を見て年の故で衰弱せしか或は病の故で困難せらるるならんと想ものもあらんが、我は衰弱もせぬ困難もせぬ、されど道の理教の理は縁に觸れ時に應じて説盡してあるぞやと尤も御機嫌麗

く仰せらる、蓋し道の理を説盡したれば此土に有て汝等と共に道を説くの必要なし、よしあるとするも、何ッ迄親の懐にあつては世体の事がわからん、其れでは却て汝等の靈と肉を救助るの便りに成らすと云の、御尊命なるも了解の出来ぬぞ是非なけれ、

翌十八日に至り晝飯を召し上ると間もなく御不例の様子見へ給ふ、人人大に驚き御教祖に向ひ奉り、我等は如何致せば宜きや、御勤行も毎夜息らずさして頂きて居り升が、此上晝の勤行もさして頂きませふかと、申上ければ、御教祖は今迄繰返し繰返し説き諭としあれば、今更何も云はざるなり、今更云はず共了解出来そうなもの、假令全く了解せず共微には了解そうなもの、今は思案する所にあらず、凡ての準備は整へり、汝等心の儘に事を爲せ命令はせざるなりと、仰せらる、斯くても猶人々御真意を了解しかねてありけるが御教祖の容體歩々しからぬに依り、廿五日の夜半頃御教祖の寢所に至りて、

御真意のある所を詳に申しきけられよと願ひ奉りければ、御教祖曰くもはや此迄幾度も申し聞してあるぞ、能く思案をして見よ一時の處は如何なる事情をも耐忍せよと仰せらる、人々更に解し兼て復伺ひ奉るは、此迄幾度も傳へあるとの仰せは、御勤行の事にて候や、實は御勤行は毎夜致し居るも、此上は餘儀なき事情の爲に心に任せがたく候と申上ぐ、餘儀なき事情とは頃日警察の關涉殊に甚しきを以て暗に其意を申し上げしなり、御教祖は之に答ひ給ふは、されはこそ一時の事情は耐忍せよと云しにあらざるや、四十九年の長き月日を経來りし道何の餘儀なき事のあるべき、世界の事は成るようにならぬなり、人々口を揃へて「しか仰せあれど、世には法律と云ものあれば、之には背きかたく候」、御教祖對へたまわく、「誰が法律に背けよと云ひし、去れど日月ありて世界あり、世界ありて物あり、物ありて人あり、人ありて法律あり、法律でも實なければ用を爲さず、實は萬の根本なり、實と云は神の

心、神の心は火水風なり、人は眞實の價を以て眞實を買ふべし、人人一國法と神の道の二ツがありて、時に或は衝突を免れず、此の二ツの道を調和して実らかに、御道を弘めるには如何にせば宜く候や、御教祖答へて曰く「國法と神の道は本來一體なり、決して二あるにあらず、然ども一時之を遮り之を妨ぐるものなきにあらず、強て之を排撃するは宜しからず、然しイザと云場合には慕直に其道を進む可し、人人昨今の所毎夜御勤行の稽古をさして頂き升手の揃迄御猶豫を成し下され、御教祖曰く道を行に順序あるが如く、道を行ふにも順序あり次第あり、人人引續て御勤行の稽古をさして頂升と其他二三の問答ありて其夜は了れり、御教祖は斯く御昇天の期に近づき給ひしに依り、其事を示し、且ツ滅後の事を御遺告成され給ふに、人人凡夫なる悲さには毫も其の御意を了解し奉らず、只管布教と勤行とのみを迫り給ふものと推察し其事のみに心を遣ひ居たりし

に越て廿七日に至りて御教祖の容體更に御不例を示し給に依り、茲に又御伺ひ申上げしに、御教祖は威高く言語壯重恰も大將の士卒に命令を下すが如き御勢にて曰く將に時機は來れるに依り將來の爲に、一言申置かん、盛に此道を宣へ傳へよ、陰氣の心を去て陽氣に成れよ、萬事に就て顧慮する勿れ、後には神あるぞ、曾て教へし處を忘れざれ、準備は整へり、人数は定れり、走れよ飛べよ勇を奮へよ、と其語氣大將軍の百萬の士卒に號令をかけるが如くなりき、

斯る中に十九年は暮れて、明くれば廿年の正月廿五日の夜、イツになく御教祖は神樂式を執行せよと頻に促し給ふに依り、親戚の方々や御高弟衆は、御尊命畏けれど、警察の關涉餘りに履しければ暫時御猶豫成し下されと、願ひ上げしに、御教祖は最と壯嚴なる御言葉を以て、扉を開きて世界を一行に踏ならず可きか、扉を閉て世界を一行に踏ならず可きか、此二條に就て汝等衆

議の上答へ出でよと仰せられければ、一同御前を退き一室に會合して商議を
無すは、今迄御教祖の御諭示は、誠に平易簡明にして三歳の兒童も能く了解
し得るも、未來の豫言に至ては幽玄微妙にして容易に了解し能はざるものあ
り、這般の御諭示も蓋し未來を説かるる御豫言にして、扉を開くと云ひ、扉
を閉つると云ひ開閉の二條は其意那邊にあるぞ、大神は布教傳道を強ひらる
る折柄なれば、閉つると云よりも開くと云方却て大神の御本意に適ふならん
と協議一決して、一同は再び御教祖の御前に跪き「扉を開きて御守護を願ひ
奉ると、申上げしに、御教祖扇をお開きになり莞爾と微笑給ひ、「よくぞ申さ
れたり汝の請ふ扉を開くと云事大神の御心に適へり、然しながら汝等此理を
何と思へるぞ、凡ての準備は整ふてあれど、汝等の思ふ所と或は異なる所ある
べしと仰せらる、人々は何の事やら更に其御意を解し兼ねるも、汝等の請所
大神の御意に適へりと云を方に心竊に喜びを成し、其翌日を以て永の訣別を

するとは夢にも心附ざりしに、越て廿六日の未明に至り御教祖は親戚の方
及び御弟子達を御膝下に近づけ、堂々として侵す可ざる勢を以て諭とし宣く
今や時機既に迫り、汝等は世の法律を怖るるか神を恐るるか、事は人の力
にて運ぶものにあらず、今や時機既に迫り道に依て事を行へと仰せられし
かば、人々大に恐れ畏みて、いよく今日より大神様の御意を奉じて濟世救
人の爲に身を命を擲たん、須く先づ御神樂の勤を成して神慮を慰め奉らむと、
一同打揃て甘露臺に登り、警察の關渉も何のその、身は神の借物よ、御恩に
酬るは今なりと喜び勇みて御勤にかゝりしは其日の巳の刻今の十時頃なりし
然に御教祖は九十歳の御高齡を以て近來布教傳道の爲に、非常に御心を悩ま
し給ひ、殊に昨夜より人々へ御諭示の爲め一睡も爲し給はねば、聊か御疲勞
の体なりしが、今や甘露臺に於て高く朗かに唱へ奉る御神樂歌の節、勇まし
き御手振の響を聞こしめし給ひつつ御休息の御居間に於て坐寝の様に身を横

へ給ひ、又從來御不例の事あるも暫時一睡し給ひて頓て起き玉ふ時は不思議に平癒し給ふを常とせらるるが故に、近親の人人も昨夜來の御疲勞を醫し給ふならんと推察し奉り、何人も御勤行の方に氣を取られ御教祖の御身を誰も氣に掛け居らざりしに、ユハ如何に御勤行のおわりに近づくも更に起き出で給はぬに依り、茲に始て不審を起し早速御容體を伺ひ奉るに、玉の緒の今は切れ果てて、御靈は早や高く天に昇り給ふぞ悲しけれ、人々此はとばかりに驚かれ取ものも取敢へず、甘露臺の御勤行中の方々に知らせければ、皆々宙を飛で走せ集り、其平和にして眠れるが如き玉顏麗容を拜し奉りて、本に昨夜一扉を開きて世界を一例に踏ならすべしと仰せられしは、御靈は昇天しても御靈舎の中に影を宿して、其御靈舎の扉を開て吾々の布教傳道を救けて世界一列天理の大道を布き及ぼさんとの御意なりしか、且ツ又先に、御筆先の文に正月廿六日を待つ、人數そろうて勤めこしらへ」と御認め遊されしも、

昨冬以來吾々の伺に對して、時機は通りと繰返されしも、豫め今日の事を知らしめ給ひしを、只管布教傳道の祈禱を促し給ふのみと推察して、大神の御意を了解得ざりし愚かさよ、屢々四十九年來道と云道教と云教は説き盡したれば汝等も定て了解せしならん、假令全く了解し得ず共微に了解せしならん、最早云可きの語はあらざるなり、時機は迫れり準備は整へりと、斯迄親切丁寧なる御言葉を屢々頂きながら、毫も其御意のある所を知らずして、御勤行の事はかり申上て、又しても又しても御神意と我々の意思と齟齬し進せたらば、定て御心外の事に覺し召されしならん、云て歸らぬ事ながら此ことばかりは終天の憶みである、且又今御別れ申ては暗夜に燈明を失たると全じ、吾々信徒は今後誰に依て教を受け、誰を便りに彼岸に到らんと、濟を舉るも舉ざるも悲哀は各胸に滿ち、泣津喉を塞ぎ救救僅に氣息通ずるが如きもあれば、濟を限に哭倒るるもあり、嗟乎人生の悲哀痛恨、世界何物か之に比

せん、時維明治廿年正月廿六日、天地慘澹として悲の色を含み、寒風瑟瑟として哀みの聲を顯し、見る物は悉く傷心の種、聞く者は悉く斷腸の媒、嗚呼
悲哉、

斯てある可に有らねば、哭々方の如く取扱進せて御遺體を御休息所の上段に据置き進らせしが、此御訃音がいつ何人の口より致されしものか其日の中に近郷近在より、数千の信徒集り來り、夜に入ては此世の御訣別に通夜をなさんとて、御休息所に參り集ひ、各生けるが如き御尊容を拜し奉りては又今更の様に惜別の情に堪へず「御教祖は御在世中我々信徒に對し、大神より我に百十五歳の壽命を與へ給ひたれば必ず夫れ迄は肉身を此土に留めて一切の人類を救助せんと仰せられしに、今や突然廿五年の壽命を殘して我等を捨て昇天し玉ふとは誠になさけなき次第にお座さすや、今より後我々は誰に依て道を問ひ救いを請可やと、悲みの情綿々として盡ざる者の如く、遂には哭伏し

て一座恰も水を打たる如く、唯時々涙を啜る音のみ聞ゆ、此時誰云となく耳許に呷く聲ありて、嗚呼汝等是我を死したる者と思へるか、我の肉體は兼て汝等に示せる如く大神の借物である、借物なれば早晚お返しをしなければならず、肉體をお返しするも靈魂は限りなきの壽命あり、即ち肉體に付て二十五年の壽命を減するも、靈魂の壽命は限なく此土に留りて、一列すまして甘露臺の建設迄靈救宣布に盡瘁せん、神の眼より觀れば二十五年の日月は一瞬間にも償ひせず、且又我の肉體の此土にあらむ限は世の中の疑惑と迫害は免れざれど、靈魂のみ此世を守護するとせば此世の疑惑も迫害もなく神の榮光は増々世界に彰れ六合を照さん、人の身は死する事あるも、神の命は死せざるなり、神の命は天理なり、汝等今日より形あり死ある我を離れて、形なく滅する事なき神にすがれよと、宣へ給ひたるかと思ふと同時に夢の覺めたる心地して、今は全く迷の雲も霽れて御教祖の御在世の時より猶一層信仰心

を高むるに至り、斯て御教祖の御遺骸を方の如く葬り奉るや、信徒は兼て御教祖に御誓約申上たる事なれば諸方に手を別て、教を宣へ道を傳へ神の奇蹟を願したれば、實に天理の光は風に隨て火を放つが如く、洪水の長堤を決するが如くに、天下に瀰漫し、東は北海道の果てより西は臺灣の隅に及び、現在教導職の數二萬に滿ち分支教會等の總數二千に餘り信徒の總數四百萬人と註せらるるに至ては、其も僅々十餘年間に於てとすれば、其の業の偉大速成なる印度の釋迦世尊を除きては古來未曾有の事と云も取て過言にあらざるべし、是れ併しながら御教祖生れて四十年の間は博愛慈善を以て業の如く成し給ひ、神憑ありてより五十年の間は、其初期には良夫及び親戚と戦ひ多年の間一日も易き心なく日夜涙に咽んで殆ど命を捨てんと爲し給ひ、中程は社會の嫉妬怨恨罵詈譎と戦ひて幾度か白刃の首に臨むの危急を凌ぎ給ひ、後には政府の大壓制を蒙て僅々十二年間に二十度以上の拘留監禁累絀の苦を忍

び給ひし、即血の涙の凝固體であるとせば、我々信徒たる者今日の盛大に眼を眩さずして、遠く深く其源底を探らざる可らざるなり、御高弟の中今尚此世に存在して、御教祖の遺訓を奉じ道の爲に盡さるる方々は、御本席飯降伊藏様、辻忠作様、山中忠七様、松尾市兵衛様、仲田儀三郎様等なり、御教祖は御年四十歳に成り給ふ迄に、六人の御子を産み給ふ、御長男は幼名善右衛門後に秀司殿と云ひ御生存中は人々先生先生と尊崇せられたり、文政四年七月廿四日に御誕生成されて、明治十四年四月十日に御逝去、御長女は政子と云ひ、文政八年四月八日御誕生成されて、明治廿八年九月十日に御他界、御二女は安子と云ひ文政十年に御出生成されて天保六年に御死去、御三女は春子と云ひ天保三年九月廿一日御出生成されて明治五年七月十七日御永眠、御四女は常子と云ひ天保四年十一月七日に御出生成されて全九年某月に

御死去、御五女は小寒殿と云ひ天保八年十二月十五日御出生成されて明治八年八月廿八日に御幽界、御三女の春子は標の本村の梶本家に嫁せられて、龜吉殿、松次郎殿、メケ殿、ヒサ殿、真之丞殿、権次郎殿の四人の御子を擧げられ、御三男真之丞殿後に新次郎と改て秀司殿の養子と御成遊され、御幼少の頃より御教祖の御膝下において、直々の御提擧御薫陶を受け給ひ、御教祖と共に屢々艱難を経、辛酸を嘗め、膽を煉り心を養て、益々天禀の温厚篤實の美を高め、而も氣宇潤達、沈黙にして剛毅、凛乎として犯す可さる風采を具へ給ひて、今現に中山家の戸主として、天理教會本部長大教正中山新次郎殿と仰かれ給ふ、

此外記す可き事は汗牛充棟も當ならずであれど、予の不文なる、却て虎を捕て猫に類するの嫌なきにあらねば、謹で茲に筆を止む、

御本席飯降伊藏先生の畧傳

釋迦如來の高弟に迦葉尊者あり、孔子の高弟に顏淵あり、空海上人の高弟に實惠ある如く、古來英雄豪傑の士には必ず衣鉢を傳る者がある、天理教御教祖眞道彌廣言知女命には數々の御門弟お座す中にも嶄然として高く秀づる者は、實に御本席飯降伊藏先生に座升なり、御年齢は本年七十一歳にして古來稀れなる御高齡にお座れど、鶴髮童顏老て益々盛なり、天資忠良にして淳樸、人に接するに甚だ温恭頗る君子の美風に富み、而も氣宇泰然とさしめ、今や四百萬の信徒を有する、天理教會中に於て、最も徳崇く望重く信徒の之を仰ぐ、父の如く母の如く、日の如く月の如く、又大旱の雲霓を望むよりも切なりと云程である、是れ實に四十年來御教祖と共に、聖教宣布の

爲に經營慘澹鞠跂々として、炎天に頭を爛し、嚴寒に額に汗を流し、或は家を失ひ職に離れ、衣は破れ食は盡き、困厄死に瀕する事幾度か知る可らず或時は社會の罵詈譏誘嫉妬怨恨の爲に身を苦しめ、或時は妻は病床に卧し兒は飢に叫ぶ折柄債鬼の呵責を受けて暗涙滂沱として襟を沾す事あり、或時は累緘の耻辱を受けて監獄の中に呻吟し、實に忍ぶ可ざる愁苦を忍て終始一貫操を易へざるの結果にあらずとせんや、然り實に然り稟々皓々たるの氣は、發して萬擊千打の鎚中に籠り、遂に以て寶刀となる、嗚呼其寶刀と成給ひたる、御本席は大和國山邊郡向淵村に生れ給ひ、後全郡櫛本村に御移轉成されて、實に木匠を以て業と成し給ふ、性質信義を重んじて金錢を卑むが故に、家屋建築等の請負を爲すも毫も他と競争がまじき事は爲し給はず、曾て奈良の河端に大工事ありて之を競争入札に附す、人は皆厘毛を競て勉て低廉の札を入るるにも拘はらず、御本席は充分の見積を立て相互の利益より打算して最も

高價に札を入られければ、普通ならば無論其撰に漏る可き筈なれど、正直律義の譽れ高き御本席の事なれば普請主は厚く之を信じて遂に御本席は落札者となれりと云ふ、當時人情の輕薄なる、他人の微疵を發きて、自己の醜を蔽はんとじ、或は人の美なるは行れざる事を望み、人の陷穽に落るを見れば反て之に石を投ぜんとするの敗徳は殆ど社會の常習として何人も怪まざる程なるに、御本席は蓮華の汚泥に染ざるが如く毫も斯かる惡習に染ざるぞ有がたき、大和郡山に於て數十人の工匠を監督して、某大家の工事を爲されしが、大和地方の風習として、晝飯と晩食の中間、あいの茶となん唱へて午後の三時頃に粥杯を郁めて雇人の勞を慰る相であるが、一日下坪が大釜に粥を湛へて持來るに、如何に過げん釜の中に巨大の蟻蝶の爛れ死するあり御本席は直に人目に掛らぬ様、御自分の召上る茶碗の中に盛り更に反古紙に包で袂の中に隠く

し給ひて、平然として常の如くに數杯の粥を喫べられ、後に其蝦蟆を捨て給ひたれば、何人も氣付ずして終り、人々の感情も悪くせず、下婢の六策共成らすして、程よく其場をすましたりと云ふ、

又道路橋梁杯の毀損して、往來の危険を感ずる様な場所ある時は夜更て人の寝靜る時を窺て、自ら木材を持出して橋梁に修繕を加へ、或は石を除き土を盛りて道路を繕ふ事屢々あれど、絶へて人の知る事なし、蓋し斯て夜分人の目を忍で善事を爲すは、人の知て謝意を表するを嫌へばなり、人知らずして愠らず之を君子と云ふとやら、御本席は實に君子の人にてお座なり、窺究たる淑女は君子の好述とやら、御本席の奥方は里子と申上て温順柔和節操正しき御婦人に座まして、御本席と伉儷の式を舉給ひてより、雨の晨に月の夕琴瑟睦く調琴波に、艱難にも歡喜にも影となり陽となり、生死變らず、車の兩輪の如く、鳥の兩翼の如く、濃厚なる事油の如くおわせしが、今を去

る事四十年前以前一人の和子を儲けられ、御産は誠に輕かりしも、御産後不圖とした御惱みより遂に難症と成り給ひ、日夜病床の上に枯瘦の軀を支へて、唯藥石の奏効を俟つの外術へなかりしも、病勢は日増に進で己に膏肓に入る醫師は己に匕を投げたれば、今は繁かぬ沖の捨小船誰れを便りの綱手繩、神ならぬ御本席は日夜煩悶懊惱じて空く藥籠の傍に呻吟するのみ、斯る折柄所謂神様の御引合にや、人あり勸て云はるるには、庄屋敷に神様あり天理王命と云ふ、靈驗甚だあらたかなれば行て御靈救を乞はれよと、御本席様も當時は凡夫なれば、神の果して利益の有無は知らざれど、千に一も僥倖を得れば結構なりと、直に庄屋敷に走りて、御教祖に拜謁を願ひたれば、御教祖は欣然として微笑し給ひ、お前は太王の中の大王なり、頭領の中の頭領なり、何故に早く來たらざりし、里の病は癒されたり、敢て疑ふ勿れ身は神の借物なり病の原は心から、此理を悟らば死したる者も蘇生せん、汝今よ

り木匠仲間の頭領を止て、道を傳へ教を布き人の肉を救け鹽を助くる頭領となれ、御本席は謹て其旨を領掌し一先歸宅して里子を見舞へば病氣頓に全快して誠に夢の覺たる如き心地せり、其より信心膽に銘じて有難くなり身も心も神に捧ぐるの端緒と成りにける、

去る程に御本席は、御教祖の御諭示を受けて、身は神の借物と云事を知り、借物なれば自分の身で有ながら、自己の自由に成らぬ、自由に成らねば人生の苦樂昇沈は皆神の意志通なり、然れば生死ともに一切擧て神に任せ奉り、一に是より鹽救宣布の爲に身を捨てん事を誓れて、一家經濟の機關たる大工の職を放擲して、日日夜夜當て以て御本部に出頭せらるる事曾て一日も怠らず座して暮らせば山も空しと云、世の謔もあらむに、増して欲を捨て迷を去るを旨とする至仁博愛の心より日夜人に施與をするを唯一の娛樂と成し給ふ故貯蓄は漸次消滅に歸し、茅屋は破れ、廂は傾き、壁は壞れて骨露れ、食は振

ばざれ共口飽く能はず、妻子と共に餓死せんとする事普々なりければ、人々見に見かねて、頼母子講を組織して其危急を救ひ進せんとする故、御本席は如何致す可きかと御教祖に伺はれしに、御教祖はモ一須臾の間辛抱をせよと仰せらる、斯かる事兩三度もありけるが、御教祖はいつもモ一須臾辛抱せよ元と身は神の貸物にあらずや、水を飲ても死にはせぬぞと勵し給ひける、一年の末の一日糯米の代價もなく、和子さまに着變さする衣服もなく、御自分は何なる辛抱も厭ひ給はねど、年齢のゆかぬ兒共を如何にせんと、憂慮し給ふ折柄、糯米三斗御本部へ献ずる者あり、御教祖は本席の平生を讀む程御存知なれば、其内より一斗五升を分與して是を以て年を越されよと宣り給ふ、御本席は涙に咽びながら其糯米を頂戴して欣ひ勇て歸宅せらるる道すがら、兼て博愛慈善に富み給ふ御本席の事なれば乞食共は直に眼を着て御本席の前後を取圍み無理無体に強請して止まぬ故例の義使心勃然として起り、請

が儘に分け與へ給ひしに、何時の間にもやら袋は軽くなりて僅に三升ばかり残りしと云ふ、

後には御教祖残る一斗五升を以て餅に搗き、之を大神に備へ奉りて、其御下を一般の信徒に授け與へらる、毎年正月の六日より八日迄節會と稱へて三百石以上の餅を雑煮にして、諸國より雲集の信徒に施與せらるる、其楮梯は蓋し此一斗五升の糯米にやあらん、

又或年の正月の事とか、御教祖も本席も一升の米も買かねて大に御難儀の折柄近隣の某おいたわしく思ひ進て雑煮餅七十個贈り進せしに御教祖は大に歡び給ひ、直に之を二分して三十五を大神に献じ奉り、三十五を本席に與へらる、御本席は直に御持歸の途中復乞食の望むに任せて悉く頒ち與へ給ふとなん、

一年信徒一般の懇請に依り、參拜所を建築す、建築費は各講社より分に應じ

て寄附する事と定り、各自其寄附帳に金額姓名を記入したるに、折節其年は凶作にて農民は皆困難を極めたれば、年末になるも一人として献金するものなく、御教祖甚だ御心配遊され御本席を顧みて宣く、瓦代や材木代の支拂をして遣たけれと兼ての寄附金は一厘も集らず、別に貯蓄の物とはなく、誠に可愛相なれと暫く猶豫致し呉れる採取成呉れ間敷かと、御本席は謹て仰せを承りて、坂の大新と云へる材木商、瓦商の瓦幾の両家に至り、懇懇に御挨拶成されて何分當時は不まわりにて一厘の餘裕もなければ、出来る迄御猶豫を願度しと申されければ、意外にも両家共快く承諾せられ、御本席も是で使命を果たせりと心旁に喜びもて御本部に歸り、其由御教祖に復命致ければ、御教祖も大に満足の御容子にて仰けるは、神はお前の心の理に依て先方に入込なりと宣ふ、右瓦屋と材木屋は今大に繁昌せりと云ふ、

御本席は御自分の家族が如何に難儀苦勞せらるるも毫も意に止めずして、數

が儘に分け與へ給ひしに、何時の間にも袋は軽くなりて僅に三升ばかり残りしと云ふ、

後には御教祖残る一斗五升を以て餅に搗き、之を大神に備へ奉りて、其御下を一般の信徒に授け與へらる、毎年正月の六日より八日迄節會と稱へて三百石以上の餅を雑煮にして、諸國より雲集の信徒に施與せらるる、其楮梯は蓋し此一斗五升の糯米にやあらん、

又或年の正月の事とか、御教祖も本席も一升の米も買かねて大に御難儀の折柄近隣の某おいたわしく思ひ進て雑煮餅七十個贈り進せしに御教祖は大に歡び給ひ、直に之を二分して三十五を大神に献じ奉り、三十五を本席に與へらる、御本席は直に御持歸の途中復乞食の望むに任せて悉く領ち與へ給ふとなん、

一年信徒一般の懇請に依り、参拜所を建築す、建築費は各講社より分に應じ

て寄附する事と定り、各自其寄附帳に金額姓名を記入したるに、折節其年は凶作にて農氏は皆困難を極めたれば、年末になるも一人として献金するものなく、御教祖甚だ御心配遊され御本席を顧みて宣く、瓦代や材木代の支拂をして遣たけれと兼ての寄附金は一厘も集らず、別に貯蓄の物としてはなく、誠に可愛相なれと暫く猶豫致し呉れる様取成呉れ間敷かと、御本席は謹て仰せを承りて、坂の大新と云へる材木商、瓦商の瓦幾の両家に至り、懇懇に御挨拶成されて何分當時は不まわりにて一厘の餘裕もなければ、出来る迄御猶豫を願度しと申されければ、意外にも両家共快く承諾せられ、御本席も是で使命を果たせりと心竈に喜びもて御本部に歸り、其由御教祖に復命致ければ、御教祖も大に満足の御容子にて仰けるは、神はお前の心の理に依て先方に入込なりと宣ふ、右瓦屋と材木屋は今大に繁昌せりと云ふ、御本席は御自分の家族が如何に難儀苦勞せらるるも毫も意に止めずして、數

十年の間終始操を變へず、朝夕御教祖に隨從して何事も御意に逆はず充分御満足を與へらし故、殊の外御教祖の御氣嫌に合ひ、常に御教祖の仰せらるるに親戚の抗擊世上の迫害政府の壓制を受て、五十年の長き月日今日とは云ふ日は一日もなかりしが、其間我の陰となり陽となり、杖となり柱となりて、我に満足を與へたる者は唯飯降一人なり、此理に依て道の柱石世界ヒナガタにして遣と仰せらる、

御本席の長男を政次郎殿と云ふ、至て清廉質樸の御性質に座して、御父上の薰陶に因り大神を信ずる御心も深く熱心に家計を輔けて、御父上をして内顧の憂ひなきように勤め給ひたれど、當時世間の抗擊餘に劇かりければ、後には何となく信心も冷却して大神を餘所にする事も間々あられしが、不圖した事より、病の床に臥し、藥石其効なく不日にして御死去成されたり、御本席は業を捨て晝夜の別なく御教祖の側に侍りて、布教傳道の御補助を成され、

内には奥方里子他の賃仕事杯なされもて細々と炊煙を上げ、時には明日の貯へもなく、糟糠にも飽き兼ねぬる中から、政次郎殿の看護を遊され遂に其死を送る里子の御悲嘆は如何はかり、今より之を想ふも泣涕喉を塞ぎ、教殿云に忍ざるなり、御本席は暗涙に咽ひながら、政次郎は御の話をききながら、側なる者にきよはされて、胸の掃除をせず死す、あな哀れと仰せられぬ、然るに其後玉の如き、一人の和子生る、天資英敏活達にして小事に拘泥せず、理想高潔才徳兼備、遙に儕輩に超絶して、本部内に於て、鷄群の孤鶴なりと云はる、御教祖の御言葉を承るに、此兒は是れ先の政次郎の生れ變はれるなりと、名は政基と稱へて現に御本部に座せり、

御本席は屢々御家族の窮状を見に忍びず、且ツ其れが爲に御教祖を煩し奉るも恐れ多き事なりとて、幾度か木匠の本業を營て自家生計の幾分を助け、併て御教祖の御手許を償はんとして、大様に伺けるもモ一暫く俟て十年の苦勞

は一夜の中に返やすぞと仰せられて、毫も御聞入れなく、去とて忽ち其日の食事に困り御教祖の窮状も捨て置き難く覺されて、假令一日にても働きて賃錢を得んものと、御教祖には私して、道具を肩に御出門せんと、爲し給ふと不思議に腹痛を感じ、或は足に痛を覺へ、強て出らるる時は怪我杯を爲されて、何時も意の如く成り給ひしことなし、遂に御教祖は御本席の家族一同を御手許に引寄せ、そなた等の一家は「萬劫末代本部ふせこみなり」中山家盛なる時は飯降家盛なり、飯降家衰る時は中山家衰るなり、中山飯降の兩家は興廢を共にすべしと仰せられ、御本席も厚き涙に暮れ給ふ、明治廿年正月廿六日を以て、御教祖は昇天遊され、其昔釋尊入滅の時、阿難目蓮の諸弟子か、跋提河の邊に別れを惜で哭き給しにも、彌増して御在世の折に最も知遇を辱したる御本席を始め、其他の親族高弟が哀別離苦の悲みに日夜憂慮に沈み給ふ折柄其年の二月末日に御本席は大熱を起され人々大に

憂慮して何處なる次第か大神に伺奉むと御勤行を執行されしに、御本席は俄然として床を出で、嚴然として端座し給ひ、赫灼たる威權一座を睥睨し、言語莊重徐に諭して曰く、「芝小屋や土手では仕事は出来ぬ、錦の仕事場がほしい、今に云のではない、存命中にも聞ひて居るだらふ、存命中にさづけをせなんだは、さんねんなあ」と大に哭き給ふ、蓋し言行端正、清操剛直、温厚玉の如にして、圓滿無疵の者でなければ、神の代理とはなれぬ、今飯降は其撰に當る、元來此事は我の「教祖を稱す」存命中にきめて置けば善かりしに、然かせざりしは遺憾なりとの御宣命ならむかと、恐察し奉る、重て本席の仰せ出さるるは、今我の云通りせぬか何處かと稟乎として侵す可らざる勢を以て申渡さる、其座に増井教正あり恐る惶る本部長に勸めて御命令通り伏從致升と御請申上げ、我より御教祖の傳燈者として、大神の代理として本部に於ては御在世の御教祖の如に、尊崇し奉り、諸國の信男信女も活神として

信仰し奉るぞ、有がたき、
 御本席今は信徒の真心より輪奐宏壯たる庭宅を造り進せ、庭園は海内山水の風景を模倣し雅致盡さざるなく、出るに肥馬あり、着るに輕裘あり、足地を踏ず、從者雲の如く前後を圍繞し、座するに錦繡を褥とし、食するに珍味肥鮮に飽き給ふ、今日此頃も御教祖と共に一合の粟の粥にも飽ざりし昔を忘れ給はず、勉て質素を旨とし、敢て華美に流れず、朝夕の御食事には必ず昔の記念として梅干を副食と爲し給ふ由に承る、此外御記載申上へき事蹟の眞砂も音ならねど、御允許を得ずして妄に筆を執るも餘に恐多く覺るが故に、慎て茲に擲筆する事とはなりぬ、

天理教御教祖御實傳 終

明治三十六年五月五日印刷
 明治三十六年五月十五日發行

〔定價 金參拾錢〕

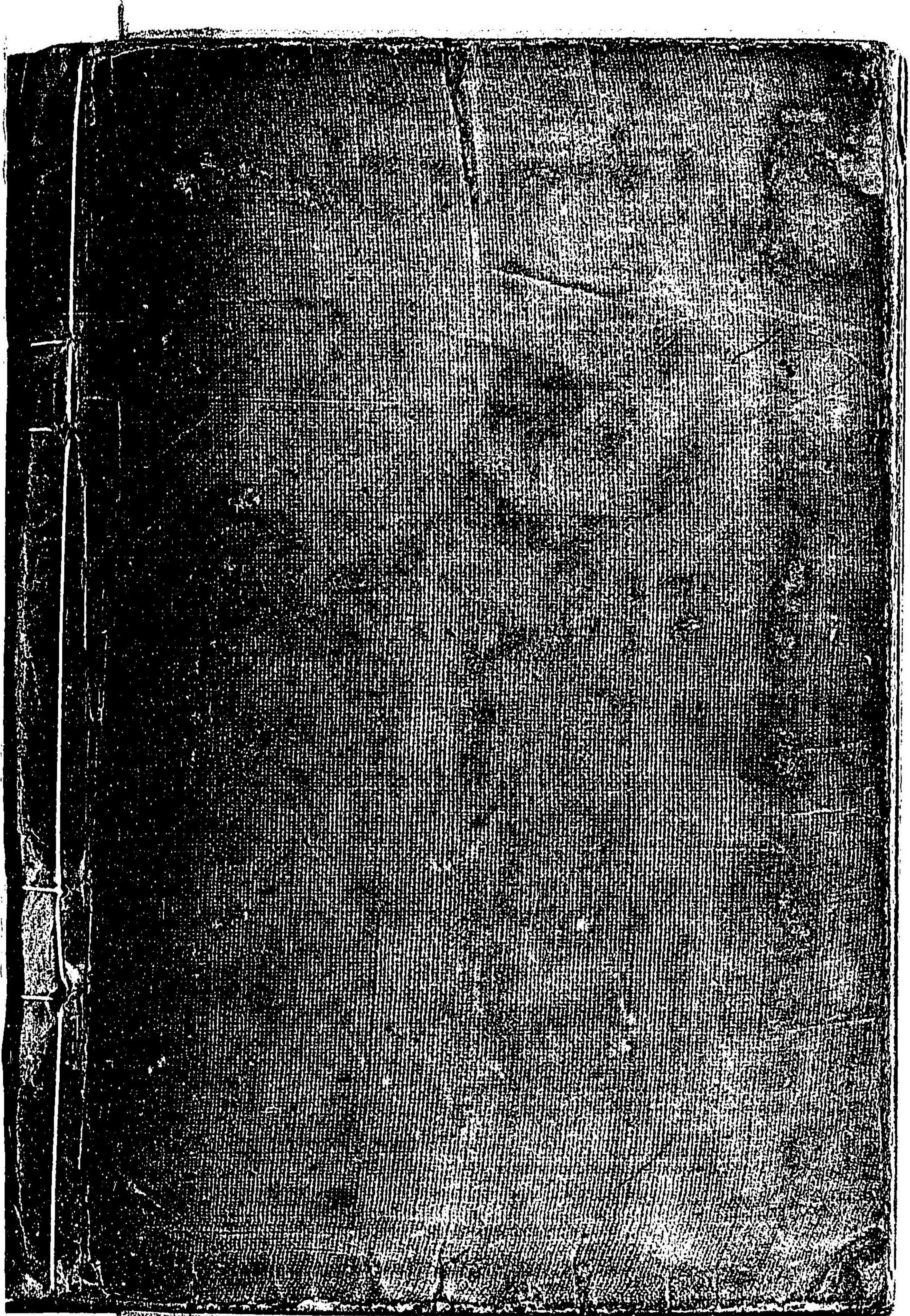


編者 晚 翠
 大阪市東區南久太郎町四丁目八十六番屋敷
 發行者 武田福藏
 大阪市西區阿波座一番町六十番屋敷
 大阪製本印刷株式會社 代表者
 印刷者 矢野松吉

販賣所

奈良縣山邊郡丹波市町 大字三島七番屋敷 木下松太郎
 奈良縣山邊郡丹波市町 大字三島五番屋敷 今村書店
 奈良縣山邊郡丹波市町 字三島 中田書店
 奈良縣添上郡帶解村 大字今市一番地 木原文進堂
 奈良縣添上郡帶解村 大字今市 井久保書店

187
287



014440-000-9

187-287

天理教山教祖御実伝

晚翠 / 編

M36

ABB-0818

